

# 「とくしま－0作戦」 地震対策行動計画(案)

(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)

—南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、

死者0(ゼロ)を目指す—

平成28年度改訂版



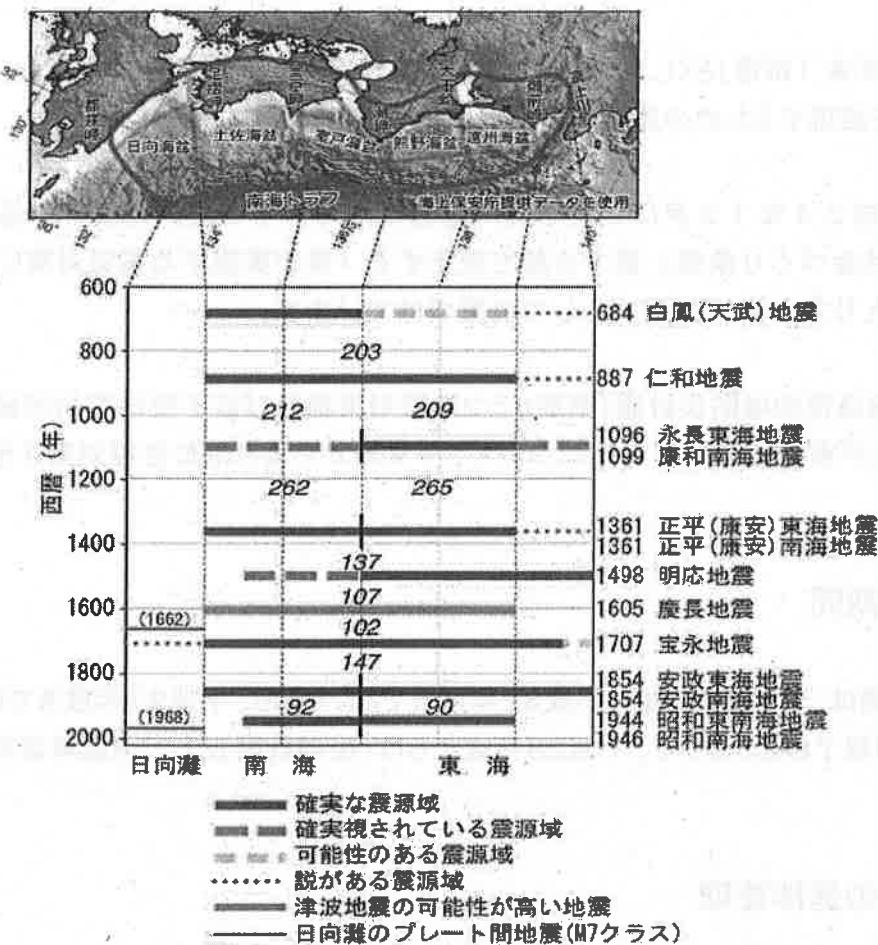
## 1 策定の趣旨

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本県においても、南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、さらに加速する必要があります。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要であります。

この計画は、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「地震に強いとくしま」を実現するため策定しました。

### 【南海トラフの地震】



### 【「南海トラフの地震」の発生確率（平成28年1月1日算定基準日：地震調査研究推進本部）】

○地震規模 マグニチュード8～9クラス

○30年以内の発生確率 70%程度

## 2 計画の理念

県民の尊い命を守ることを最重要の課題として次の理念を掲げ、地震津波対策を推進します。

南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、  
死者0(ゼロ)を目指す

## 3 計画の位置づけ

- (1) 「徳島県国土強靭化地域計画」の地震津波対策に関する「部門計画」とします。
- (2) 「新未来「創造」とくしま行動計画」の基本目標の一つである「安全安心・強靭とくしま」を実現するための施策の推進方向を示すものです。
- (3) 平成24年12月に制定した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第10条で規定する「県が実施する震災対策に関する施策をとりまとめた計画」として位置づけています。
- (4) 「徳島県地域防災計画(南海トラフ地震対策編及び直下型地震対策編)」において、県が実施する災害対応について、平常時から取り組む各種対策を示すものです。

## 4 計画期間

計画期間は、平成23年度～平成32年度までとしており、平成27年度までの「集中取組期間」が終了したことから、平成28年度からは「後期計画」として地震津波対策を推進します。

## 5 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、必要な場合、計画の見直しを行います。また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映します。

## 6 計画の体系

5つの重要項目と39の分野別項目

項目名	頁
<b>I 加速する地震津波対策</b>	6
1 地震津波対策の計画的な推進	6
<b>II 進化する「命を守る」対策</b>	7
1 県民防災力の強化	7
(1) 県民防災意識の啓発	7
(2) 学校における防災教育の推進	11
(3) 防災を担う人材の育成	13
(4) 自主防災組織の充実強化	16
(5) 災害ボランティア活動の促進	18
2 緊急的な津波対策の推進	20
(1) 津波避難意識の向上	20
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	22
(3) 津波避難困難地域の解消	24
(4) 津波情報等伝達体制の強化	26
(5) 海岸保全施設の整備推進	28
3 行政の災害対応能力の強化	31
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	31
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	35
(3) 防災訓練の充実強化	38
(4) 防災情報・通信体制の強化	40
(5) 広域的な連携強化	43
(6) 行政の業務継続体制の確保	44
4 被災者の迅速な救助・救出対策	46
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	46
(2) 孤立化対策の推進	49
(3) 緊急輸送体制の整備推進	51
5 災害時要援護者対策の推進	55
<b>III 広がる生活の質(QOL)確保対策</b>	58
1 災害医療の体制の強化	58
(1) 災害医療体制の構築	58
(2) 災害医療を担う人材育成の強化	60
(3) 災害対応力の強化	62
2 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策	64
(1) 避難所運営体制等の整備	64
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	68
(3) ライフライン対策の推進	70
(4) 生活環境対策の促進	73
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	75
<b>IV 進展する強靭な社会づくり</b>	78
1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進	78
(1) 企業における防災対策の推進	78
(2) 農林水産業における防災対策の推進	81
(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	83
(4) 公共施設の長寿命化計画の推進	84

<b>2 地震に強いまちづくりの推進</b>	86
(1) 木造住宅等の耐震化の促進	86
(2) 公共建築物等の耐震化の推進	89
(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	91
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	94
(5) 土砂災害対策の推進	97
<b>V 立ちあがる復興まちづくり</b>	99
(1) 復興まちづくりの検討	99

## 7 取り組み事業数

	完了事業数 (数値目標)	継続事業数 (数値目標)	総事業数 (数値目標)
集中取組期間 平成23年度～ 平成27年度	101 ( 71 )	294 ( 151 )	395 ( 222 )

	新規事業数 (数値目標)	継続事業数 (数値目標)	総事業数 (数値目標)
後期計画 平成28年度～ 平成32年度	60 ( 31 )	294 ( 97 )	354 ( 128 )

### 【凡例等】

- 「後期計画」は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、各年度ごとに区切って、詳細に計画しました。
- できるだけ「数値目標」を設定し、より実効性のある計画となるよう配慮しました。
- 「後期計画」の新規事業は、1重下線を付記しました。
- 「集中取組期間」における「完了事業」は、参考資料として記載しました。

## I 加速する地震津波対策

### 1 地震津波対策の計画的な推進

本県で切迫する南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の計画的な推進を行います。

#### 【取り組み】

##### ①国に対する「徳島発の政策提言」の実施

南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の推進について、「徳島発の政策提言」を行い、地震津波対策に係る財政措置の拡充等、国の予算への的確な反映を行う。

##### ②「徳島県地域防災計画」の見直し

本県における地震津波災害に備えるため、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、県や関係機関の役割等を検証し、「徳島県地域防災計画」の見直しを行う。

##### ③市町村の国土強靭化地域計画策定の促進

市町村が国土強靭化地域計画策定を促進し、国、県、市町村が一体となって県土の強靭化を推進する。

##### ④「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援

避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。

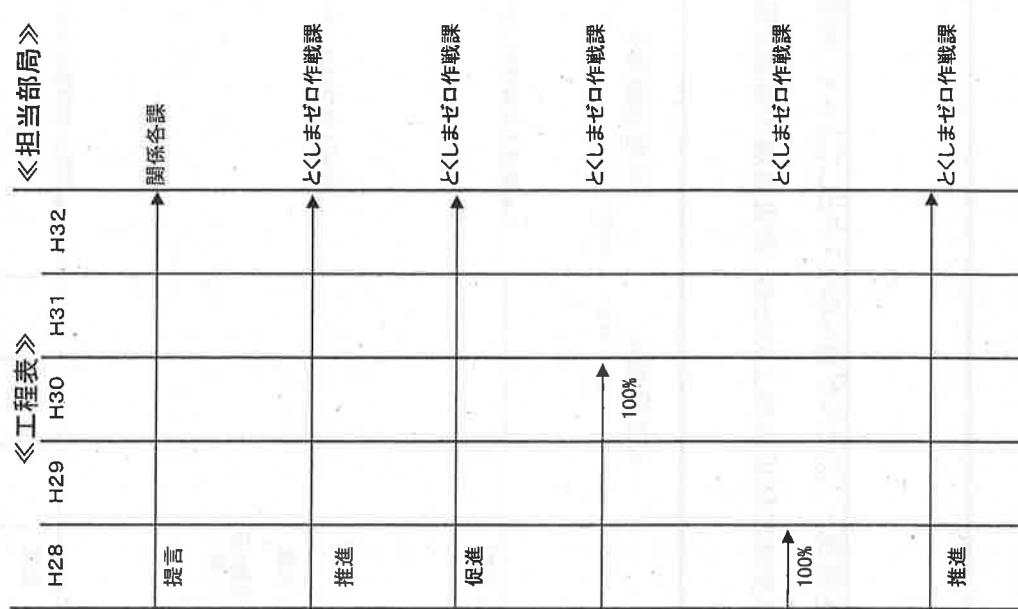
<H27.62.5% → H30:100%>

⑤津波災害警戒区域における「避難促進施設」の指定の促進  
津波防災地域づくりに関する法律による津波災害警戒区域において、市町村長は、「避難促進施設」を市町村地域防災計画等に定める。

<H27.30% → H28:100%>

##### ⑥南海トラフにおける観測体制整備及び観測情報活用の推進

南海トラフの地震・津波観測監視システム(DONET2)の観測情報の防災・減災対策への活用について検討を行う。



## Ⅱ 進化する「命を守る」対策

### 1 県民防災力の強化

#### (1) 県民防災意識の啓発

大規模災害時において、自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、災害を県民一人ひとりが自らのリスクとしてとらえ、実際の行動に移すことが重要です。このため、県民、自主防災組織、ボランティア、企業、医療・福祉機関、行政などが連携協力し、県全体の防災力向上のため、防災意識の高揚を図り、具体的な防災行動の実践へとつなげていく県民運動を展開します。また、県立防災センターの一層の利用促進を図り、災害に強い県民の育成を推進します。

#### 【取り組み】

##### ① いくしま地震防災県民会議の設置・運営

県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行うため、県民会議を設置し、県民運動を開催する。

-7-

#### 【工程表】

	「工程表」			「担当部局」	
	H28	H29	H30	H31	H32
充実					防災人材育成センター

##### ② 「防災啓発センター」制度の推進

県立防災センターの「防災啓発サポーター」として登録した「防災士」が、県立防災センターでの防災啓発サポートや交流活動を通じて、知識や技能の向上を図り、自主防災組織等地域の防災活動を活性化し、地域防災力の強化に繋げる。

〈「防災啓発センター」活動回数 年間5回〉

##### ③ 「徳島県震災を考える日」等に因んだ啓発の実施

「徳島県震災を考える日」など過去の災害に関する日を「県防災メモリアルデー」として位置づけ、県民に災害と防災について学び、理解と関心を深めてもらうため、県立防災センターにおいて、特別啓発行事を実施する。

④「とくしま防災フェスタ」の開催

子どもから大人まで幅広い年齢層が参加して地震防災について学ぶ、「とくしま防災フェスタ」を開催し、防災意識の向上を目指す。

⑤「とくしま地震防災県民憲章」による県民防災意識の啓発

「とくしま地震防災県民憲章」に基づき、自助・公助それぞれの役割に応じた地震津波への備えの重要性を啓発する。

⑥男女共同参画による県民防災力の向上

「徳島県男女共同参画基本計画(第3次)」の普及啓発を図るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災をテーマとした講座等を開催する。

⑦講演会等を活用した啓発活動の実施

講演会やシンポジウムを定期的に開催し、地震防災知識の普及啓発活動を実施する。

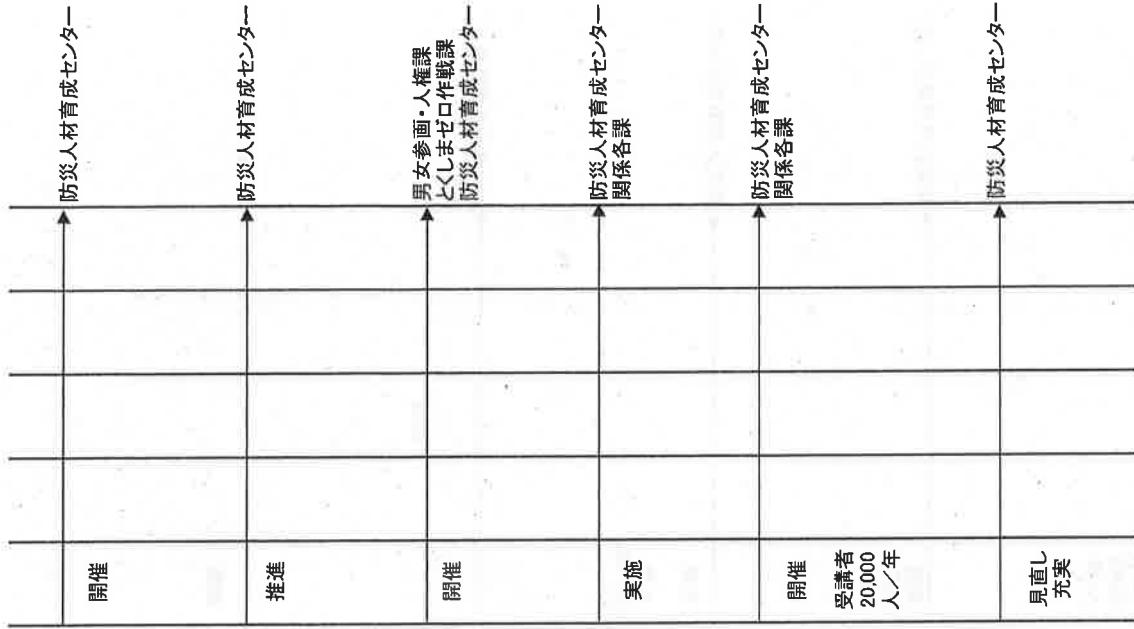
⑧「とくしま一〇(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

<講座受講者数20,000人／年>

⑨啓発パンフレット等の作成・充実

南海トラフ巨大地震等に関する知見や新たに被害想定等を盛り込んだ、県民に分かりやすい啓発資料となるよう、パンフレットや県ホームページ「安心とくしま」の見直し・充実を図る。



## ⑩県立防災センターや南部防災館における防災啓発の充実

県立防災センターや南部防災館の体験施設や展示内容をより充実するとともに、施設を利用した企画展等を開催することにより、防災啓発を充実する。  
また、自主防災組織や防災関係団体等に会議室等施設の活用を促進し、活動の活性化を支援する。

<利用者数5万人程度／年(移動防災センター含む)>

### ⑪移動防災センターの実施

県立防災センターの展示・地震体験車を活用し、地域やイベントに出向く移動防災センターを開催し、県民の防災意識の向上を図る。

<移動防災センター年／150回>

### ⑫公募による県立防災センターの啓発展示の充実

民間事業者や防災関係団体等から防災用品等の展示内容を公募し、広く県民や自主防災組織等に紹介する。

<1回公募／年>

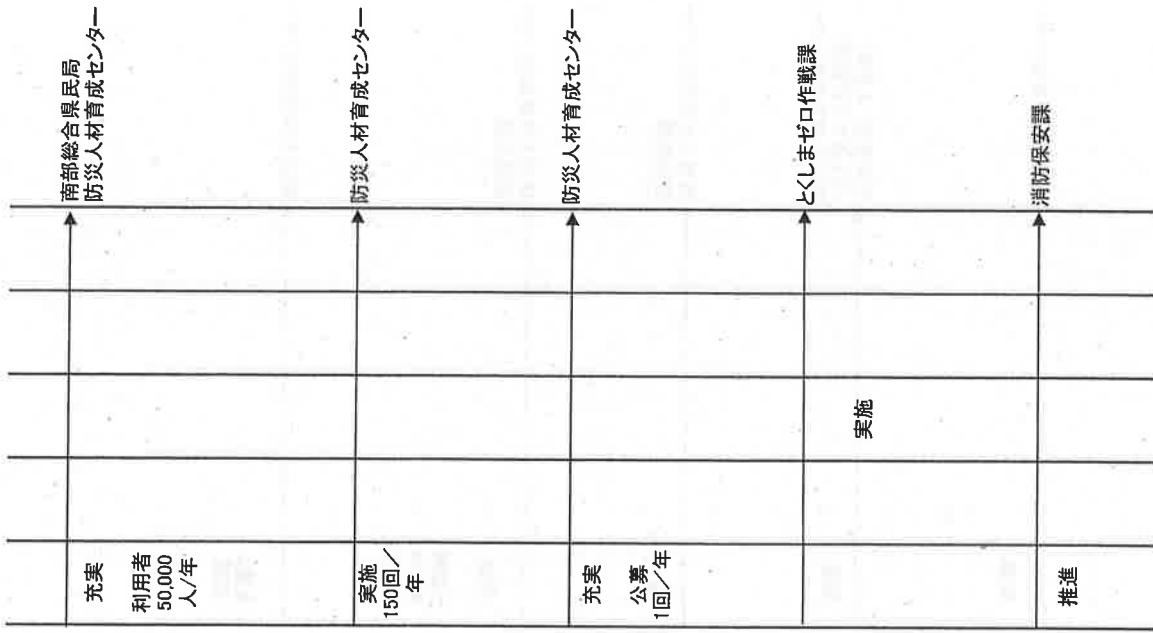
### ⑬地震防災県民意識調査の定期的実施

県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、県民意識調査を定期的に実施する。

<3年ごとに作成>

### ⑭火災予防啓発の推進

住宅用火災警報器をはじめとする防災機器の設置促進及び適正管理の周知啓発を通じて、火災による犠牲者を出さない火災予防意識を醸成する。

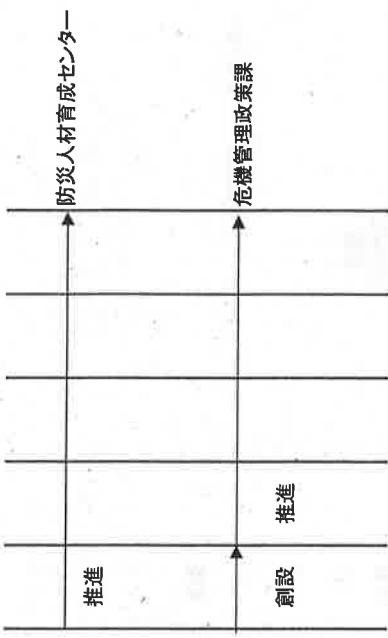


⑮「自分の命は自分で守る」県民運動の推進

各家庭で、住宅耐震化や家具固定、備蓄などの災害への備えや避難経路などについて「家族防災会議」で話し合い準備しておく「FCP（家族継続計画）」の普及・定着に取り組むことにより、自助力・共助力の向上を図る。

⑯毎月1点検運動の推進

県民の防災意識や防災力の向上を目的とし、昭和南海地震から70年となる平成28年に、毎月1つのテーマに沿った点検を、県民や事業者に呼び掛ける「毎月1点検運動」を創設し、29年以降も運動の定着を図るために推進する。



## (2)学校における防災教育の推進

災害発生時における児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒、教職員等が防災についての正しい知識を身につけて適切に対応することが重要です。このため、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、学校における防災体制を充実します。

### 【取り組み】

#### ①「高校生防災士」の養成

防災活動に意欲を持つ高校生の防災士取得を支援し、専門的な防災活動の知識・技能を身につける。  
地域防災の活力として活動を支援する。

＜平成30年度に累計500人の防災士資格取得を図る＞

#### ②県立高校における「防災クラブ」の設置

高校生の防災ボランティアや地域と連携した防災活動を実施し、学校と地域の防災力を高める。  
＜全県立高校に防災クラブを設置＞

#### ③中学校における「防災クラブ」の設置

中学校に「防災クラブ」の設置を進め、防災活動の知識・技能を身につけるとともに、将来の地域防災の担い手を育成する。  
＜平成32年度までに県内中学校の半数に設置＞

#### ④県立防災センターによる防災教育に対する支援

県立防災センターの機能等を活用し、防災教育を実践する教員からの相談に応じる窓口の設置や啓発資料の作成・提供、学校への講師派遣(まなぼうさい教室)など、学校における防災教育を支援する。

【取り組み】	『工程表』				『担当部局』
	H28	H29	H30	H31	
①「高校生防災士」の養成	推進				教育委員会
防災活動に意欲を持つ高校生の防災士取得を支援し、専門的な防災活動の知識・技能を身につける。 地域防災の活力として活動を支援する。	累計220人	360人	500人		
②県立高校における「防災クラブ」の設置					教育委員会
高校生の防災ボランティアや地域と連携した防災活動を実施し、学校と地域の防災力を高める。 ＜全県立高校に防災クラブを設置＞	設置	推進			
③中学校における「防災クラブ」の設置					教育委員会
中学校に「防災クラブ」の設置を進め、防災活動の知識・技能を身につけるとともに、将来の地域防災の担い手を育成する。 ＜平成32年度までに県内中学校の半数に設置＞					県内中学校の50%に設置
④県立防災センターによる防災教育に対する支援					防災人材育成センター
県立防災センターの機能等を活用し、防災教育を実践する教員からの相談に応じる窓口の設置や啓発資料の作成・提供、学校への講師派遣(まなぼうさい教室)など、学校における防災教育を支援する。					支援

## ⑤活発な防災活動を実践する小中学校等の顕彰

「県まほうさい活動賞」を創設し、実践的な防災活動に熱心かつ継続的に取り組み、他のモデルとなる小中学校等を顕彰するとともに、活動事例をホームページ等で広く周知し、学校における防災活動の推進を図る。

## ⑥「防災生涯学習推進パートナー」の登録・支援

県立防災センターにおいて、防災教育に取り組む教育機関等を「防災生涯学習推進パートナー」として登録し、定期的な防災情報の提供や研修会の開催など、防災スキル向上のための支援を行う。

＜H32年までに480機関＞

## ⑦南部圏域における防災教育の推進

県南部圏域における次世代の防災活動の担い手を育成するため、南部防災館と連携し、管内の学校等への防災出前講座や訓練等を行い、防災教育を推進する。

＜中・高校生を対象にした防災講座・訓練等実施回数 15回／年＞

## ⑧未来の防災リーダー育成支援

次代を担う小中高生に防災学習や訓練を実施し、防災意識を高揚して未来の防災リーダーの育成を図る。また、中学校における防災クラブの設立支援を行う。

## ⑨教職員の防災研修の実施

学校において防災教育の推進を図るため、防災に関する研修等を実施する。  
＜毎年全学校で実施＞

## ⑩県立学校における防災士の資格を有する教員の配置

	養成率	配置率	100%	100%	100%
学校における災害対応能力の向上及び地域の防災力の向上に資することを目的として、防災士の資格をもつた教員を養成する。	60%	80%			
県立学校における防災士の資格を有する教員の配置率					

⑪防災人材育成センター	防災人材育成センター	防災人材育成センター	防災人材育成センター
推進			
	登録支援	登録支援	登録支援
	登録480機関	登録480機関	登録480機関
⑫南部総合県民局	南部総合県民局	南部総合県民局	南部総合県民局
推進	推進	推進	推進
	実施15回／年	実施15回／年	実施15回／年
⑬西部総合県民局	西部総合県民局	西部総合県民局	西部総合県民局
実施	実施	実施	実施
⑭教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
全学校で実施	全学校で実施	全学校で実施	全学校で実施

### (3) 防災を担う人材の育成

切迫する南海トラフ巨大地震に備え、自分の命は自分で守る(自助)ためには、県民一人ひとりが防災の正しい知識を身につけ、日頃から実践的な訓練を行うことが重要です。  
このため、幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、防災を担う人材の育成を総合的に推進します。

#### 【取り組み】

##### ①「防災士」資格の取得支援

自助・共助の要となる地域防災リーダーとして「防災士」の資格取得を支援する。

<「防災士」登録者数(累計) H32年度 2,900人>

##### ②「防災生涯学習コース」の開設

「防災人材育成センター」と「まなびーあ徳島」等が連携協力し、県民の誰もが自発的に防災について学ぶことができる「防災生涯学習」を推進する。

<H28年度 年間15,000人 H29~32年度 年間20,000人>

##### ③「防災学習ライブラリー」の開設

県民がいつでも、地図や家庭で防災について自主的に学ぶことができるよう、県立防災センターに各種講座等を収録したDVDを販売する「防災学習ライブラリー」を設置する。

##### ④防災の専門性の高い「地域防災推進員」の養成

自主防災組織の結成促進と活性化を図り、地域の防災力を向上させるため、「防災士」の受験資格も得られる専門的な講座を開講し、「地域防災推進員」を養成する。

<養成修了者32年度までに累計1,900人>

		《工程表》			《担当部局》	
		H28	H29	H30	H31	H32
支援	防災人材育成センター					
登録		1,700人	2,000人	2,300人	2,600人	2,900人
推進	防災人材育成センター					
参加者		15,000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人
充実	防災人材育成センター					
養成		累計 1,100人	1,300人	1,500人	1,700人	1,900人

⑤自主防災組織リーダー研修会の実施

自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

⑥市町村が行う人材養成の支援

「防災人材育成センター」が主体となって、市町村が行う防災に関する人材養成の促進を支援する。

⑦「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

<南部防災館での研修・講座等受講者数 1,000人以上／年>

⑧消防団員の確保促進

地域防災の要である消防団を確保するため、団員募集パンフレットによる周知啓発及び大学祭やイベントへの出展による消防団活動の体験を通じて、団員確保を促進する。

<23年度に消防団活動に貢献した事業所の表彰制度創設>

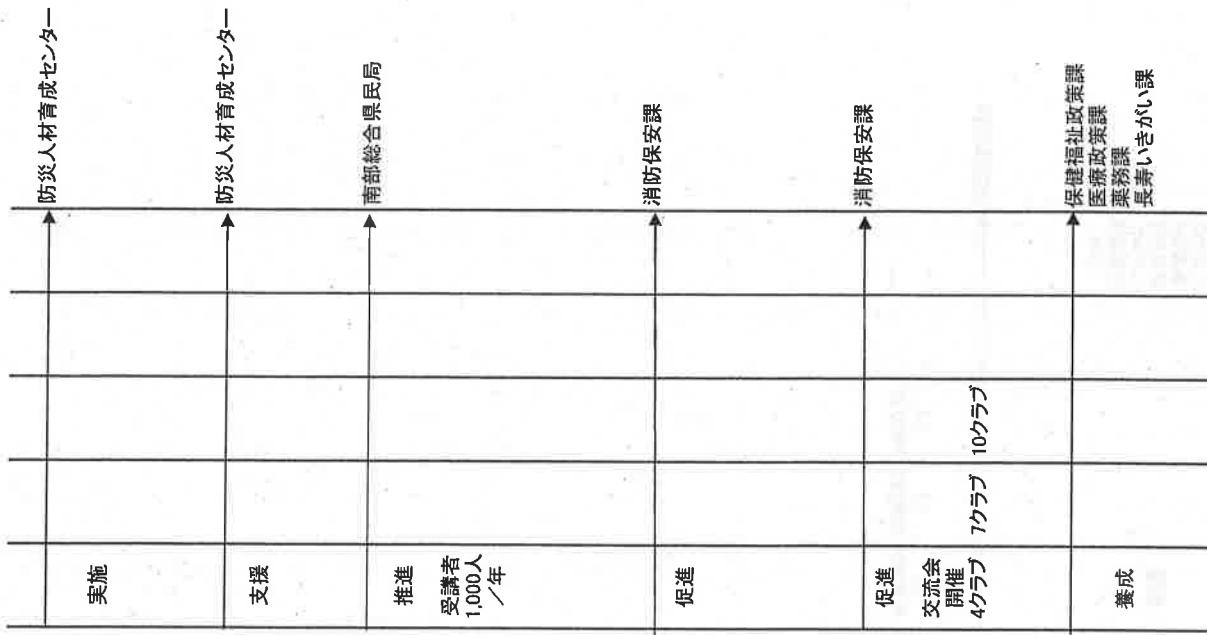
⑨少年消防クラブの活性化や交流の促進

地域における「将来の地域防災の担い手」である少年消防クラブの活性化を推進するとともに、積極的に取り組む「モデルクラブ」を支援し交流会の開催につなぐ。

<モデルクラブ10クラブ 交流会の開催>

⑩「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・業務・介護福祉)」の養成

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・業務・介護福祉の4分野)」の養成に取り組む。



## ⑪「教員OB防災ボランティア制度」の推進

発災時の学校避難所の運営支援と早期の学校再開を支援する「教員OB防災ボランティア制度」への教員OBの登録を推進する。

＜平成32年度末に各小学校区1名以上の登録＞

## ⑫消防団協力事業所の推進

市町村が実施する消防団協力事業所表示制度を促進するとともに、消防団活動に積極的な事業所を表彰することで、消防団協力事業所の拡大を推進する。

＜消防団協力事業所表示制度の導入市町村数24市町村（平成30年度）＞



#### (4) 自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の結成促進と充実強化が必要です。このため、市町村と連携し、自主防災組織の結成促進と防災訓練等活動の活性化を支援します。

##### 【取り組み】

- ① **自主防災組織の結成及び活動の活性化**  
避難所運営リーダー養成や防災啓発サポーター活動等を通して、実効性のある地域防災活動を推進し、自主防災組織活動の活性化を図ることにより、結成促進に繋げます。
- ② **自主防災組織が活用する資機材等の整備促進**  
(財)自治総合センターのコミュニケーションティティ助成事業等を活用し、災害時や訓練に自主防災組織が活用する資機材等の整備を促進する。
- ③ **自主防災組織活動マニュアルの見直し・活用促進**  
南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、「自主防災組織活動マニュアル」を見直し、市町村や地域での活用を促進する。
- ④ **自主防災組織間のネットワークの推進**  
自主防災組織相互間の連携・交流により活動の活性化を図るために、徳島県自主防災組織連絡会活動を通して、各市町村における自主防災組織の横の連携(市町村連絡会の結成)を促進する。
- ⑤ **自主防災組織リーダー研修会の実施(再掲)**  
自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るために、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

【取り組み】	「工程表」	H28	H29	H30	H31	H32	担当部局
① <b>自主防災組織の結成及び活動の活性化</b>	促進						防災人材育成センター
② <b>自主防災組織が活用する資機材等の整備促進</b>	促進						とくしまゼロ作戦課
③ <b>自主防災組織活動マニュアルの見直し・活用促進</b>	見直し 促進						防災人材育成センター
④ <b>自主防災組織間のネットワークの推進</b>	促進						南部総合県民局 西部総合県民局 防災人材育成センター
⑤ <b>自主防災組織リーダー研修会の実施(再掲)</b>	実施						防災人材育成センター

⑥「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上(再掲)

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

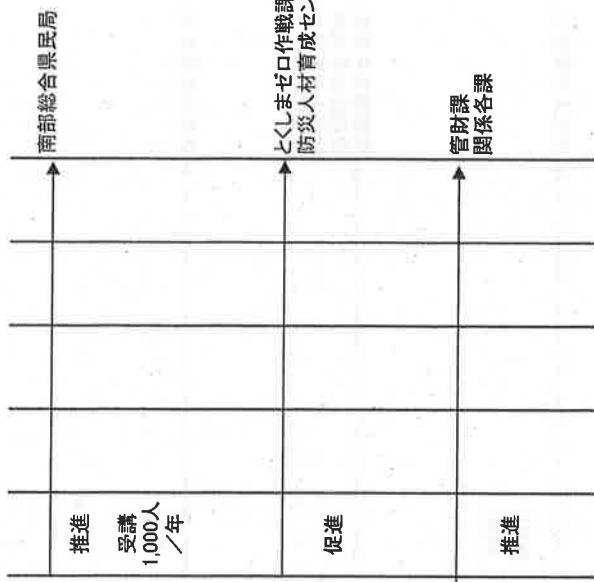
＜南部防災館での研修・講座等受講者数 1,000人以上／年＞

⑦企業等と自主防災組織の連携促進

地域の有力な防災資源である企業や事業所と自主防災組織の合同防災訓練の実施など、平常時からの連携強化を市町村や自主防災組織に働きかける。

⑧「徳島県庁災害避難応援隊」による訓練の実施

津波・地震等の大きな災害が発生した時の初期活動として、県本庁舎に一時避難してくる地域住民等の誘導、手助け等を行う。



## (5) 災害ボランティア活動の促進

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が望めないことが多い、被災者支援など多くの場面で、災害ボランティアによる活動が重要です。  
このため、災害ボランティアの受け入れ体制の整備や、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、ボランティアの力が効果的に発揮されるよう活動環境の整備を促進します。

### 【取り組み】

#### ① 災害ボランティア活動に対する啓発の推進

県民の災害ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災人材育成センター」が開設する「防災生涯学習コース」で講座等を開催するなど、啓発を推進する。

#### ② 災害ボランティアコーディネーターの養成

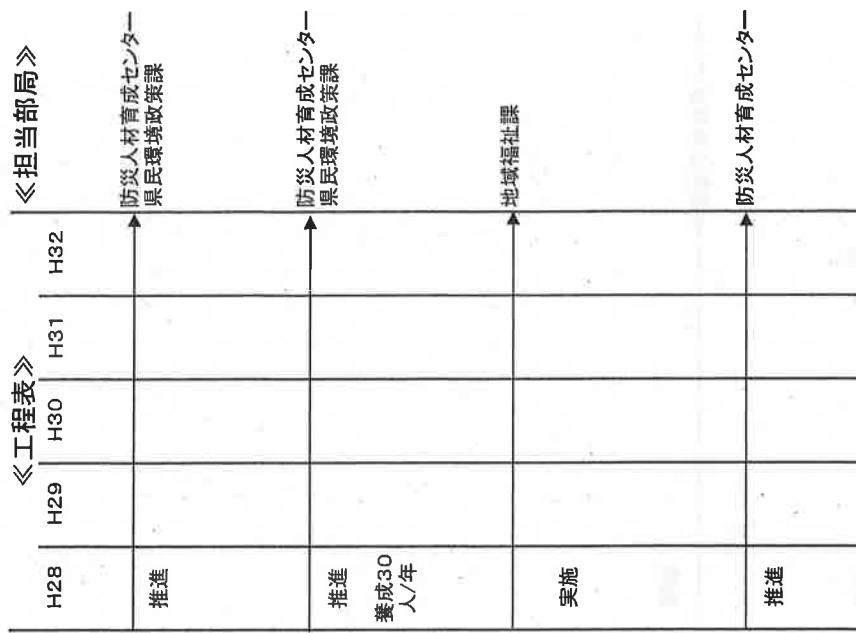
災害ボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催する。  
<H22: 209人→30人／年>

#### ③ 市町村の災害ボランティアセンターにおける運営訓練の実施

災害時を想定し、県と市町村の災害ボランティアセンターにおける連絡調整等運営訓練を実施し、課題等を「県災害ボランティア受入れマニュアル」や「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に反映する。  
<毎年度実施>

#### ④ 災害ボランティアネットワークによる連携協力体制の強化

関係機関・団体等による連絡会等を開催するなど、平常時からのネットワークを構築し、横の連携協力体制を強化する。



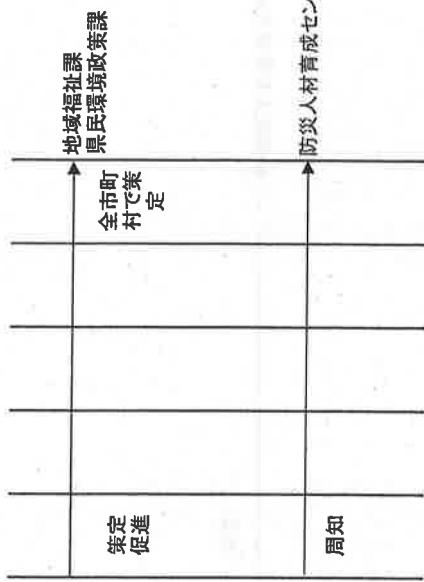
## ⑤「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」策定の促進

市町村において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受け入れが円滑に実施できるよう、設置運営マニュアルの策定を促進する。

＜平成32年までに全市町村で策定＞

## ⑥災害ボランティア関連の情報提供手段の整備

平常時や災害発生時において、災害ボランティア関連の情報を収集・発信するためのホームページ等を整備し、広く県民に周知する。



## 2 緊急的な津波対策の推進

### (1) 津波避難意識の向上

地震発生後、沿岸地域の全ての人が、直ちに避難行動をとることにより、大幅に減災することが可能となります。このため、県民への地震・津波に関する防災意識の高揚を図り、「助かる命を助ける」ための津波避難意識の向上を図ります。

#### 【取り組み】

##### ①津波避難に関する啓発パンフレット等の充実

南海トラフ巨大地震の被害想定等を盛り込み、津波の特徴や迅速な避難の重要性など、正確な知識の普及を図る啓発パンフレット等の見直し・充実を図る。

##### ②「津波防災の日」に因んだ啓発の実施

11月5日の「津波防災の日」に因んだ、講演会や防災訓練等を実施し、県民の津波避難意識の向上を図る。

##### ③「ヒくしまーO(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催(再掲)

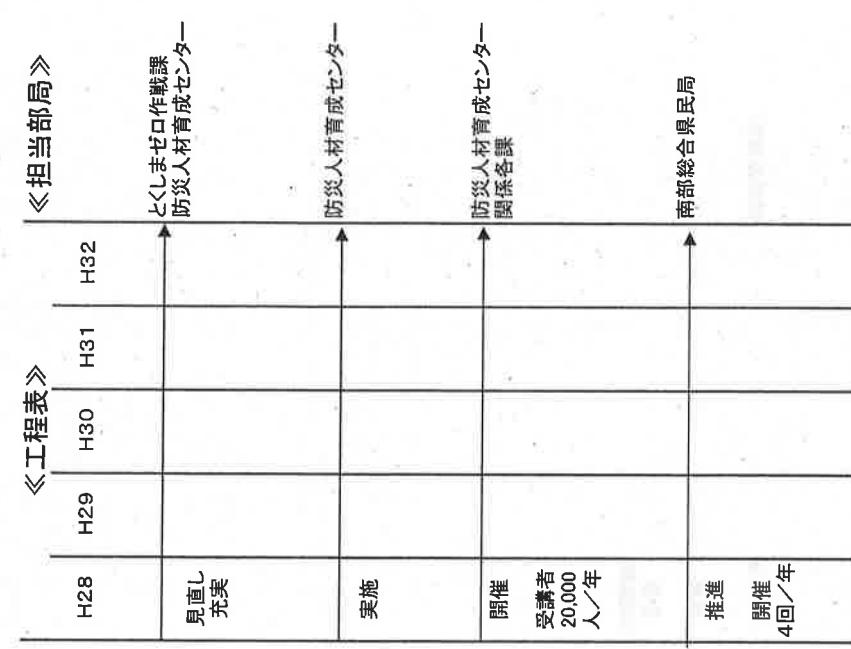
地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

<講座受講者数20,000人／年>

##### ④地域住民とのワークショップ等の開催

津波避難に係る地域住民とのワークショップ等を開催し、災害に対する事前の備えを進める。

<ワークショップ等の開催 4回／年>



## ⑤津波避難意識の定期調査の実施

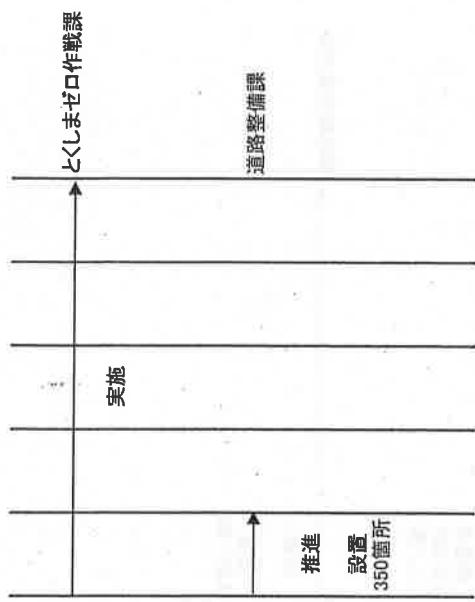
津波危険地区の住民を対象に津波避難意識を調査し、施策への反映を図る。

<3年ごとに実施>

## ⑥道路利用者等への海拔情報の周知

津波浸水想定エリアの住民や道路利用者等の速やかな避難行動を促進するため、「海拔表示」を設置する。

<津波浸水想定エリア内における海拔表示の設置数 H25:194箇所 → 28年度までに350箇所に設置>



## (2) 津波避難訓練等の充実・強化

### 2 緊急的な津波対策の推進

地震発生後、円滑に避難を行ったためには、日ごろからの避難訓練が重要です。訓練を実施することにより、いざという時に、迅速な対応が可能となることがあります。このため、津波避難訓練の定期的な実施とともに、観光客や釣り客等も参加する実践的なものとするとともに、訓練内容の充実・強化を推進します。

#### 【取り組み】

##### ①津波避難訓練の実施

迅速な避難体制を確立するため、県、市町及び自衛隊、警察等の防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。

<1回／年>

##### ②沿岸市町の津波避難訓練の促進

迅速な避難体制を確立するため、全ての沿岸市町で、自主防災組織等地域住民と連携した津波避難訓練の実施を促進する。

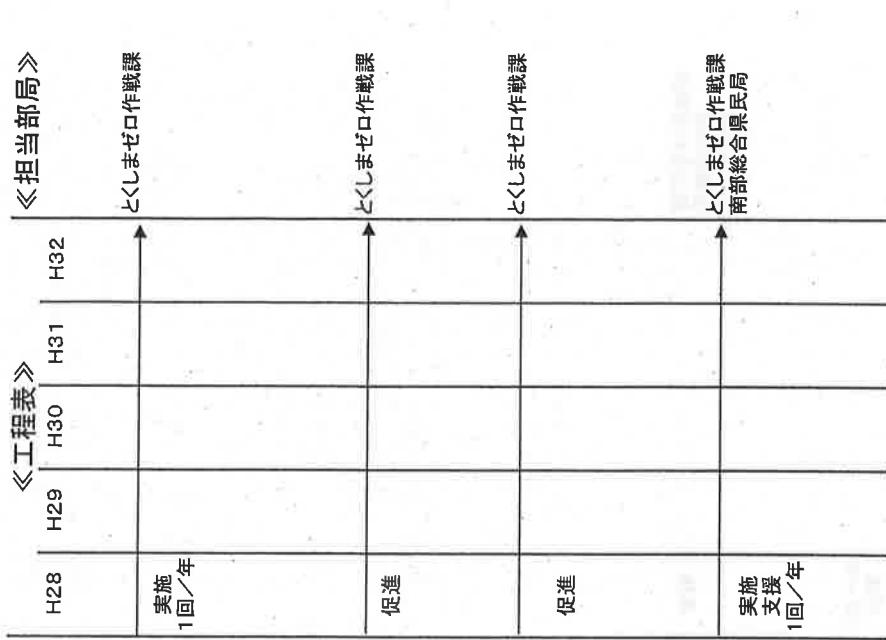
##### ③関係機関による沿岸市町の津波避難訓練の充実

県や自衛隊等関係機関の客観的な視点から、市町の津波避難訓練の内容を評価し、今後の訓練計画に反映するなど、沿岸市町が実施する津波避難訓練の充実・強化を促進する。

##### ④南部圏域における津波避難訓練の実施及び支援

津波襲来まで時間的余裕が少ない、県南部圏域の沿岸市町と連携し、地域住民を対象とした津波避難訓練を実施するとともに、事業者等が実施する津波避難訓練の支援を行う。

<実施・支援 各1回以上／年>



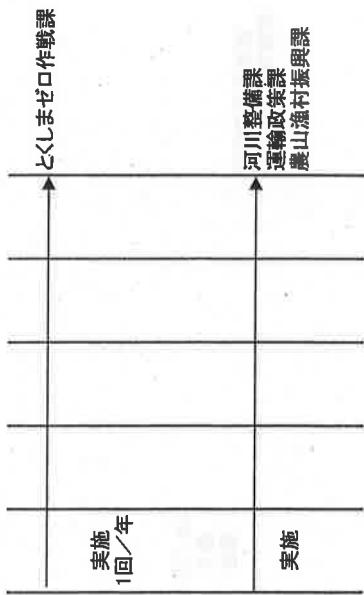
## ⑤4県連携による津波避難訓練の実施

4県(三重県、和歌山県、徳島県、高知県)が連携し、津波避難訓練を実施する。

<1回／年>

## ⑥陸ごう等閉鎖訓練の実施

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸ごう等を閉鎖する訓練を行う。



### (3) 津波避難困難地域の解消

津波避難訓練等を行い、地域の津波避難計画を策定することにより、津波避難における課題が明らかになります。また、避難が困難な地域については、避難路や避難施設の整備等のハード対策を積極的に進め、津波避難困難地域を解消します。

#### 【取り組み】

##### ①「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援(再掲)

避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。

<H27:62.5% → H30:100%>

##### ②がけ地の保全と併せて行う、避難路、避難場所の整備の推進

がけ地の保全に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進する。

<30年度までに県整備累計60箇所>

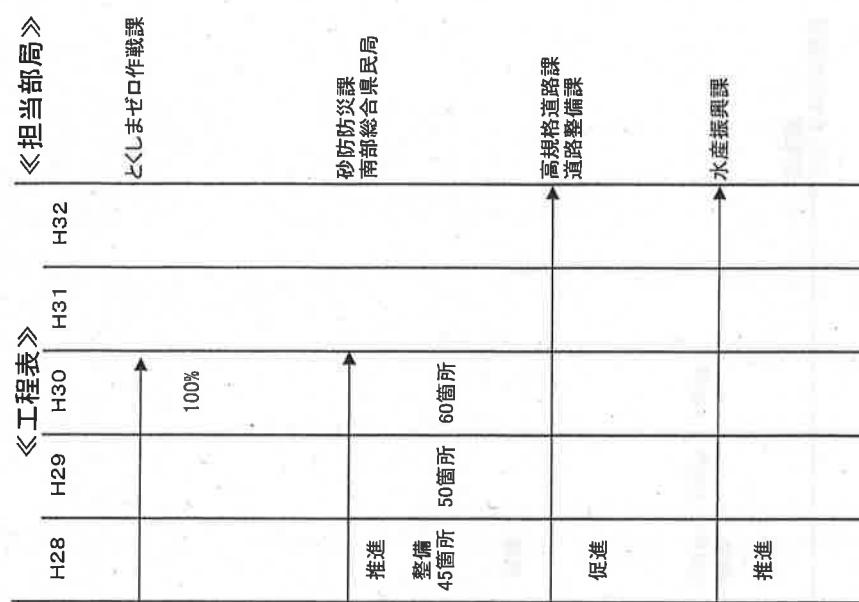
##### ③高速道路のり面等による津波避難場所の設置促進

関係市町と連携し、高速道路のり面等を活用した津波避難場所の設置を促進する。

##### ④漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援

漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、「漁協版BCP」の策定、「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設(避難路の段差解消、手すりの設置等)の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

#### 2 緊急的な津波対策の推進



## ⑤津波避難ビルの指定の促進

津波からの避難場所を確保するため、堅固な中・高層の建物を避難場所に利用する津波避難ビルの指定を促進する。

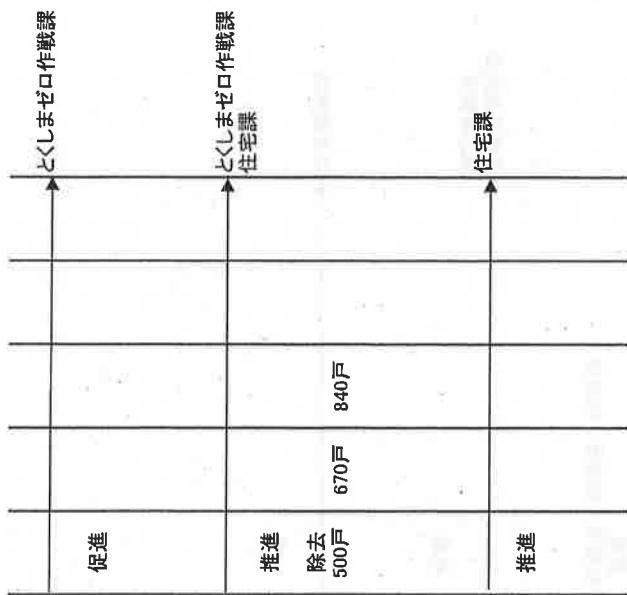
### ⑥被災時の避難路の確保

津波避難困難地域の解消をはじめ、地域の安全性を確保するため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や市町村における空き家等対策計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進する。

<平成30年度までに老朽危険空き家840戸除去>

### ⑦県営住宅への津波避難機能の付加

県営住宅に津波避難機能を付加し、津波避難困難地域の解消を図るとともに、市町村や民間施設へのモデル的役割もたす。※集約化事業・津波避難ビル整備モデル事業



#### (4) 津波情報等伝達体制の強化

地震・津波発生時には、県民に、津波や避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが重要です。  
このため、県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

##### 【取り組み】

###### ①メールによる県民向け防災情報提供システムの運用

情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、気象警報、気象警報、気象警報などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。

<H32：すだちくんメール登録者 40,000人以上>

###### ②市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援

市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。

###### ③緊急地図速報の普及啓発

各種防災訓練に緊急地図速報発表の想定を取り入れ、対応訓練を実施する。

<3回／年以上訓練を実施>

###### ④全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の適切な運用・充実

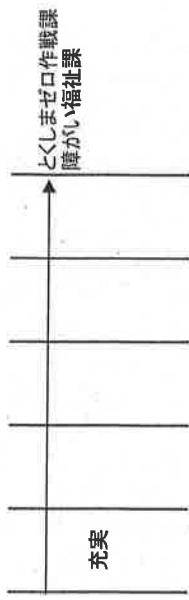
防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適切な運用を図る

<原則1回／月点検を実施(県施設)>

【取り組み】		《工程表》				
		H28	H29	H30	H31	H32
①メールによる県民向け防災情報提供システムの運用	とくしまゼロ作戦課					
情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、気象警報、気象警報などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。	運用					40000人
②市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援	とくしまゼロ作戦課					
市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。	促進					
③緊急地図速報の普及啓発	とくしまゼロ作戦課					
各種防災訓練に緊急地図速報発表の想定を取り入れ、対応訓練を実施する。	実施 3回／年					
④全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の適切な運用・充実	とくしまゼロ作戦課					
防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適切な運用を図る	運用 点検 1回／月					

## ⑤災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実

災害情報等の携帯メールによる聴覚障がい者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとする緊急情報メールとの連携を図る。



## (5) 海岸保全施設の整備推進

津波による被害から、人命と財産を守るために、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備を進め必要があります。このため、海岸保全施設の適正な維持管理に努め、緊急を要する施設の整備を計画的に進めます。さらに、水門、樋門、陸こうについても、適切な管理を行うとともに、補強等の必要な施設の整備を推進します。

### 【取り組み】

#### ①海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進

海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。  
海岸・河川堤防の地震・津波対策の実施数 H25:8箇所→H32:25箇所>

#### ②堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸)

海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。

<毎年4海岸の施設点検を推進>

#### ③国直轄事業による海岸堤防の整備の促進

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

#### ④国直轄事業による河川管理施設の整備の促進

国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

【取り組み】	«工程表»			«担当部局»		
	H28	H29	H30	H31	H32	
①海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進						河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
	海岸・河川堤防の整備を計画的・計画的に行います。	海岸・河川堤防の整備を計画的・計画的に行います。	海岸・河川堤防の整備を計画的・計画的に行います。	海岸・河川堤防の整備を計画的・計画的に行います。	海岸・河川堤防の整備を計画的・計画的に行います。	海岸・河川堤防の整備を計画的・計画的に行います。
②堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸)	海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。	海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。	海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。	海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。	海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。	海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。
③国直轄事業による海岸堤防の整備の促進	海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防の整備を促進する。	海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防の整備を促進する。	海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防の整備を促進する。	海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防の整備を促進する。	海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防の整備を促進する。	海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防の整備を促進する。
④国直轄事業による河川管理施設の整備の促進	河川管理施設の整備を促進する。	河川管理施設の整備を促進する。	河川管理施設の整備を促進する。	河川管理施設の整備を促進する。	河川管理施設の整備を促進する。	河川管理施設の整備を促進する。

## ⑤水門・樋門等の自動化・閉鎖の推進

海岸及び河川における水門・樋門等の自動化・閉鎖を推進する。

<水門・樋門等の自動化・閉鎖の実施数 H25：H25:38%→H32:48%>

## ⑥迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こうを閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。

## ⑦河川水門の耐震化の推進

津波の週上が想定される河川において、緊急を要する河川水門の耐震化を推進する。

<河川水門の耐震化実施箇所数 H25:4箇所→H32:10箇所>

## ⑧水門等の改修・機能の強化による減災対策の推進

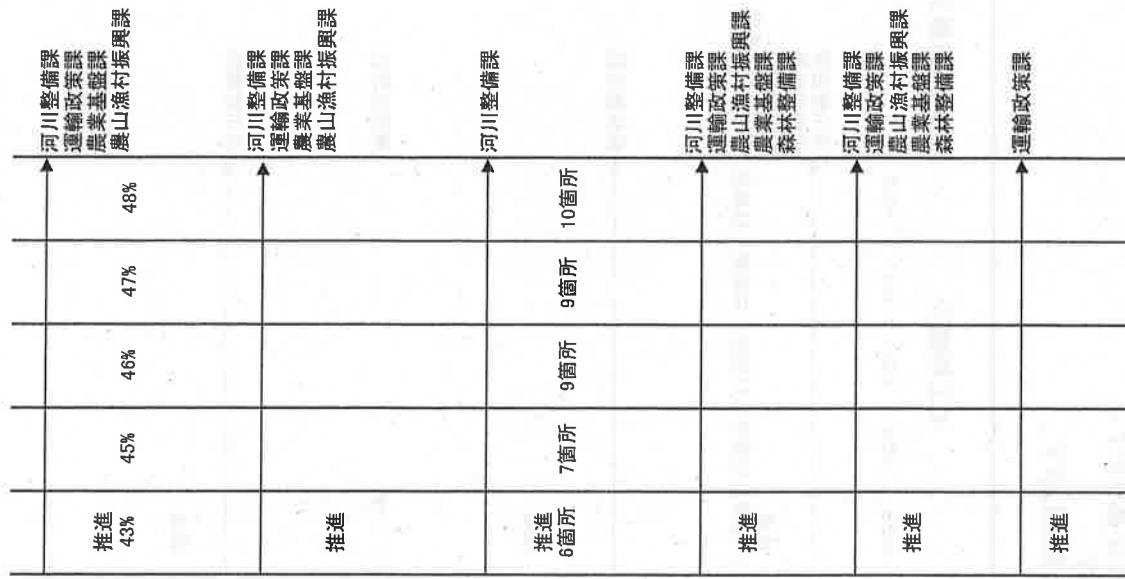
水門、樋門、陸こうの老朽施設の改修を行う。

## ⑨水門等の日常管理方法の見直しや定期点検の実施

水門、樋門、陸こうの日常管理方法の見直しや定期点検を実施する。

## ⑩漂流物の流出防止対策の推進

地震・津波に備え、漂流物の衝突や流出による被害の低減対策を推進する。



## ①放置艇対策の推進

津波発生時に被害を拡大させるおそれがある放置艇の対策を推進する。



### 3 行政の災害対応能力の強化

#### (1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためにには、県や市町村をはじめ、自衛隊等関係機関と連携した初動体制の確保を図ることが重要です。  
また、日頃から応急災害対応マニュアルの作成や訓練等を行い、災害対応能力の向上を図ります。

##### 【取り組み】

###### ① 災害対策本部の初動体制の充実強化

大規模災害時に、初動体制を担う「初動要員」の研修・訓練の実施を行うとともに、アクションカードについて不斷の見直しを行い初動体制の更なる充実強化を図る。

###### ②「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証

「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。

###### ③ 南部総合県民局における初動体制の確保

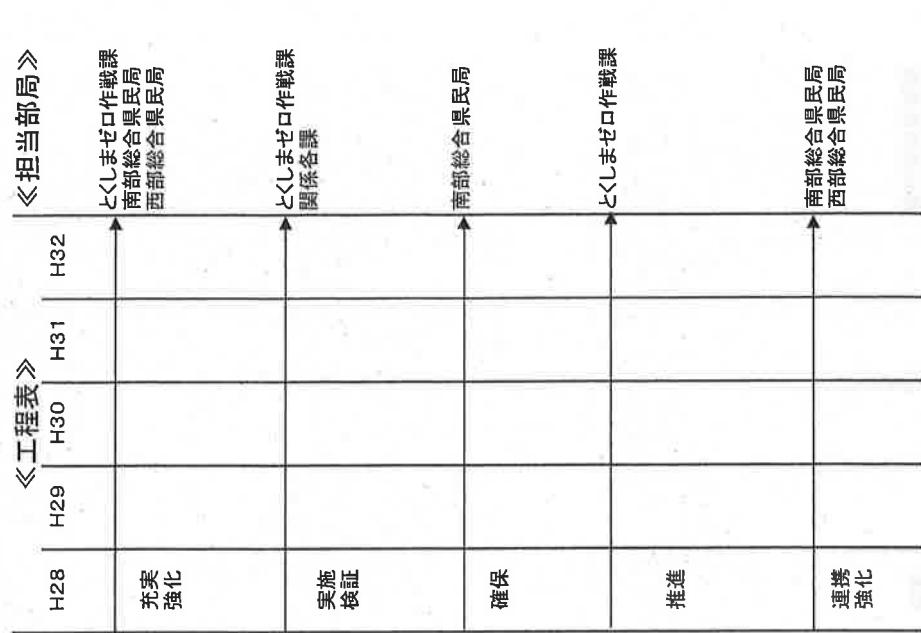
南海トラフ巨大地震による津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。

###### ④「徳島県職員災害応援隊」の結成

県職員で構成する「被災者支援チーム」、「防災専門家チーム」、「災害時市町村派遣チーム」からなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な災害応急対策の支援を行う体制づくりを進める。

###### ⑤ 圏域別防災対策連絡会議による連携強化

各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。



⑥地盤沈下等による長期にわたる浸水への対応

地盤沈下等で生じた長期浸水に備え、国土交通省(TEC-FORCE)及び県の排水ポンプ車を的確に稼働するための体制を構築する。

⑦市町村における受援体制整備の促進

災害時に、市町村が被災した場合、県や自衛隊等関係機関からの応援受入体制の整備を促進する。

⑧市町村における被災者支援・復旧復興システムの導入促進

市町村において被災者支援を円滑に行う体制づくりを進めるため、被災者支援や復旧復興のためのシステム導入を促進する。

⑨消防防災ヘリコプター等の運航体制の充実強化

災害時に、救助救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実を図り、運航体制の強化を図る。

⑩市町村消防体制の充実強化

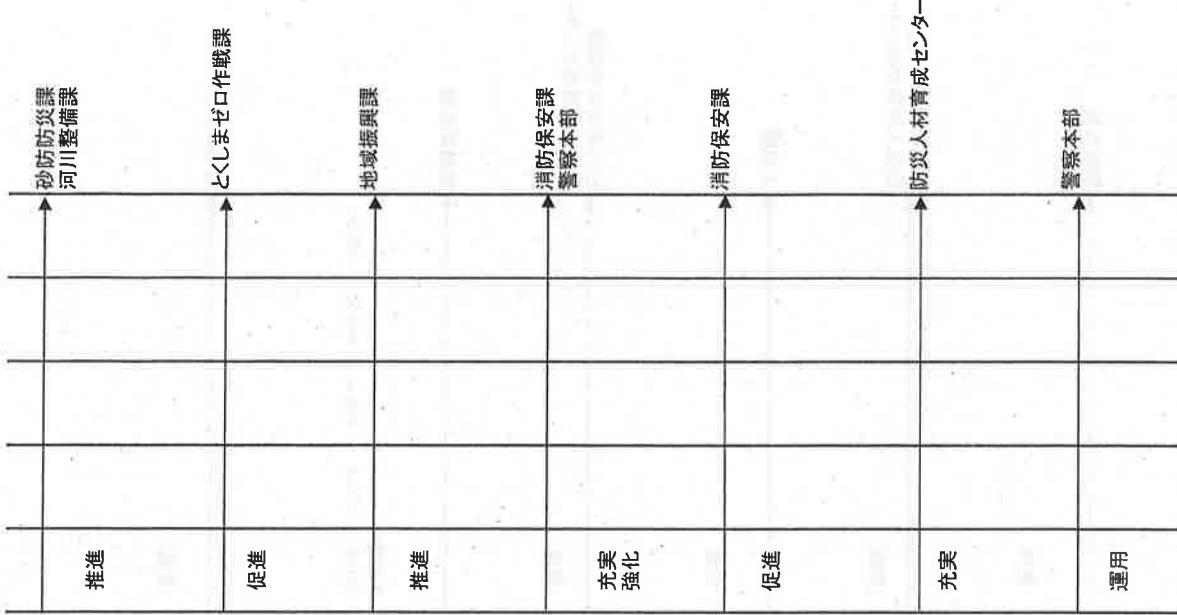
災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の充実強化を図るため、市町村消防の広域化や指令業務の共同化を促進する。

⑪消防学校における教育訓練の充実

災害時に的確に対応し得る消防力を確保するため、消防職(団)員に対し、複雑多様化する災害を想定した実戦的な教育訓練を実施する。

⑫「徳島県警察災害派遣隊」の運用

県警察で構成する「徳島県警察災害派遣隊」を迅速に出動させ、被災地での的確な救出救助活動等を行う。



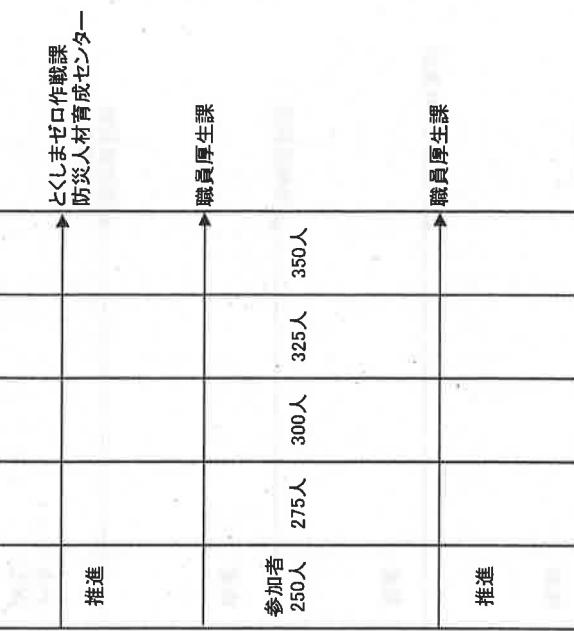
⑬警察の災害情報協力員制度(防災ウォッチャー)の運用  
災害情報協力員制度を効果的に運用し、災害発生時の正確な被害把握と迅速な救出救助に役立てる。

⑭大規模災害時警察緊急支援員の登録  
救出救助等で被災地に派遣される警察官の補完を行い、非常勤職員として後方治安支援等にあたる警察OBの登録を行う。

⑮県職員等に対する防災研修の実施  
県及び市町村の職員に対し、災害対応能力向上のための各種研修会の開催等、防災研修を実施する。

⑯県職員の「防災土資格取得」の促進  
災害対応能力の向上を図るとともに、地域防災のリーダーとしての役割や意識を醸成するため、新規採用職員研修において、防災士資格取得に取り組む。

-33-



⑰「eラーニング」を活用による県内自治体職員の防災対応能力の向上  
「eラーニング」の活用により、県内自治体職員の防災対応能力の向上を図る。

⑱災害対応職員のメンタルヘルス対策の推進  
災害対応に伴うメンタル不調の対処方法等についての知識や情報を提供するための研修等を実施するなどとともに、専門医等による相談体制を整備する。  
<研修等参加者350人／年>

⑲災害時の県庁診療所によるバックアップ体制の構築  
災害時に県庁診療所が、発災直後の傷病者の手当や災害対応要員の心身の健康維持をバックアップする体制を整備する。

## ⑩災害対応要員のバックアップ体制の強化

災害発生時において、機動的かつ継続的に職員が業務に従事できるよう、宿舎となる職員住宅の整備を行う。

## ⑪災害時ににおける保健所機能維持体制の強化

被災保健所による災害時保健医療活動の指揮調整機能を補佐する「公衆衛生支援チーム」の養成等を通じ、災害時ににおける保健所機能維持体制の強化を図る。

## ⑫消防団を中心とした地域防災能力の充実強化

少年消防クラブ等の育成や自主防災組織等との連携など、市町村を通じた消防団の支援を行う。

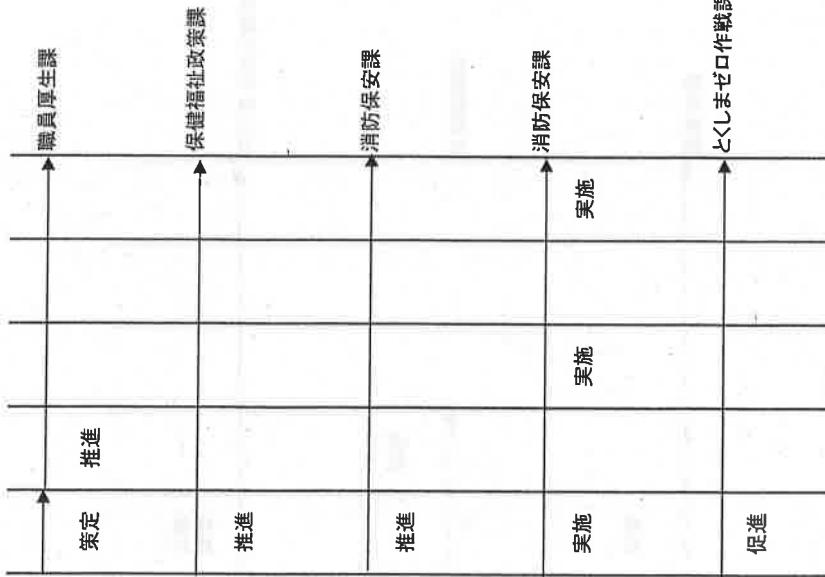
## ⑬消防団員の技術力の向上

消防団員の技術と士気を高めるため、消防操法大会において、実践に即した水出しポンプ操作を実施する。

<平成28年度、平成30年度、平成32年度に実施>

## ⑭市町村の避難勧告等の発令基準見直しの促進

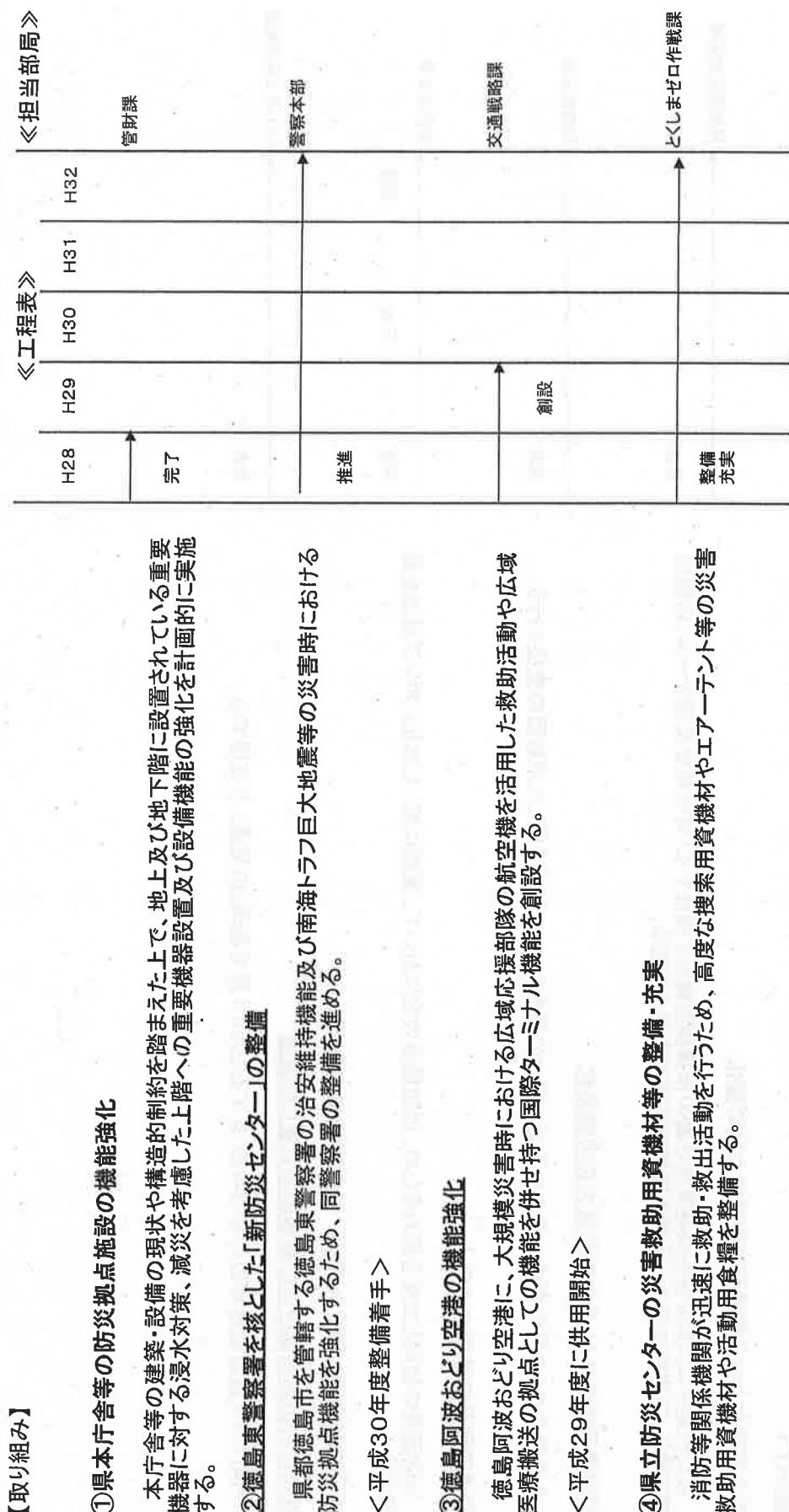
市町村の「避難勧告等の発令の判断」をするための「発令基準」の見直しを支援する。



## (2) 防災拠点施設の機能強化の推進

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためにには、県本庁舎をはじめ防災拠点となる県有施設等が自立的に活動できる機能を備えておく必要があります。そのため、防災拠点となる県有施設等の機能強化・充実を図り、災害時に即応できる体制を整備します。

### 【取り組み】



## ⑤警察施設の防災拠点機能の強化

災害時に被災状況の集約、110番受理や救助・救出活動等の指揮命令を行う「警察本部庁舎」及び「各警察署」の防災拠点機能（電源確保、耐震化等）の強化を計画的に実施する。

### ⑥警察の災害用装備資機材等の整備

警察官が迅速に救出救助活動を行いうため、災害救助用資機材や災害救助活動時の非常用食糧等を沿岸警察署に重点的に整備する。

### ⑦「道の駅」の防災拠点化の推進

大規模災害時などに備え、「道の駅」に非常用電源や災害用トイレなどを整備し、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

<H25:0箇所 → 30年度までに10箇所整備>

### ⑧県立海部病院の移転改築の推進

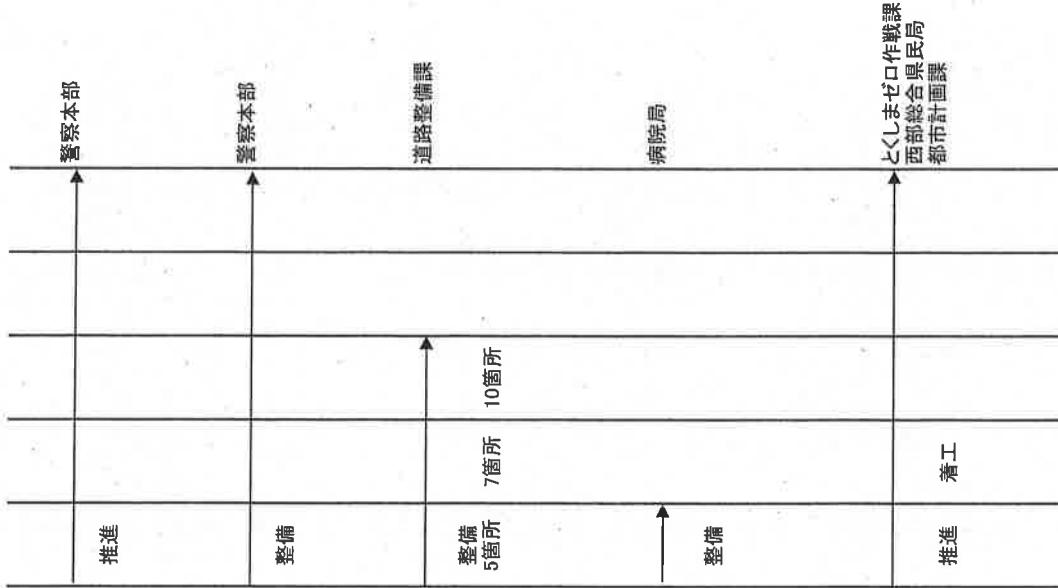
南海トラフ巨大地震による津波により甚大な被害が想定される県南地域において、中核となる災害拠点病院として対処できるよう、県立海部病院の移転改築に取り組む。

<28年度に整備>

### ⑨県西部の防災拠点施設の整備

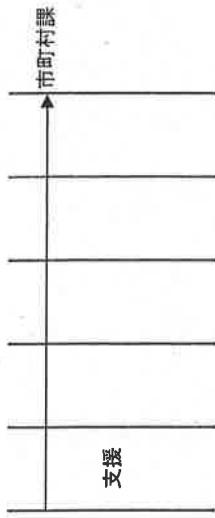
西部地域の防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園」の整備を推進する。

<29年度着工>



⑩市町村振興資金貸付（とくしま強靭化推進資金）の貸付

市町村が行う防災基盤の整備や公共施設の耐震化に対しても、低利な資金の貸付を行い、市町村の災害対応能力強化を支援する。



### (3) 防災訓練の充実強化

#### 3 行政の災害対応能力の強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定し、平常時から自衛隊や警察、消防等関係機関や市町村と連携し、実践的な防災訓練を実施し、応急災害対応の役割分担や手順等を確認しておく必要があります。また、関西広域連合をはじめ、他の都道府県等との訓練を実施し、災害時の応援・受援体制の構築を進めます。

#### 【取り組み】

【取り組み】	「工程表」	担当部局
①総合防災訓練・図上訓練の実施	H28 H29 H30 H31 H32	とくしまぜ口作戦課
自衛隊、警察、消防等関係機関と連携し、地震・豪雨・複合等の災害に即した実践的な訓練を実施する。	実施	
②「近畿2府7県・関西広域連合合同防災訓練」の実施		とくしまぜ口作戦課
「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「関西防災・減災プラン」に基づき、「近畿2府7県・関西広域連合合同防災訓練」を実施する。	実施	開催
〈本県で32年に開催予定〉		
③陸上自衛隊との連携による訓練の実施		とくしまぜ口作戦課
総合防災訓練の中で「陸上自衛隊」と連携、特性を發揮した合同訓練を実施する。	実施	
④「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証（再掲）		とくしまぜ口作戦課
「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。	実施 検証	

## ⑤消防防災ヘリコプター等の災害対応能力の向上

消防防災ヘリコプター「うずしお」の機体更新や「うずしお」及び警察ヘリコプター「しらさぎ」の救出救助訓練等を実施し、さまざまな災害に迅速に対応出来るよう能力向上を図る。

## ⑥緊急消防援助隊の災害対応力の強化

緊急消防援助隊として、近畿ブロックや中四国ブロックの合同訓練に参加し、災害対応力及び連携の強化を図るとともに、近畿ブロック合同訓練を実施する。

<平成32年度に、近畿ブロック合同訓練を開催>

## ⑦中国・四国管区警察局広域緊急援助隊合同訓練の実施

中国・四国管区広域緊急援助隊等で実施する合同訓練に参加し、連携を強化する。

## ⑧警察の災害警備訓練の実施

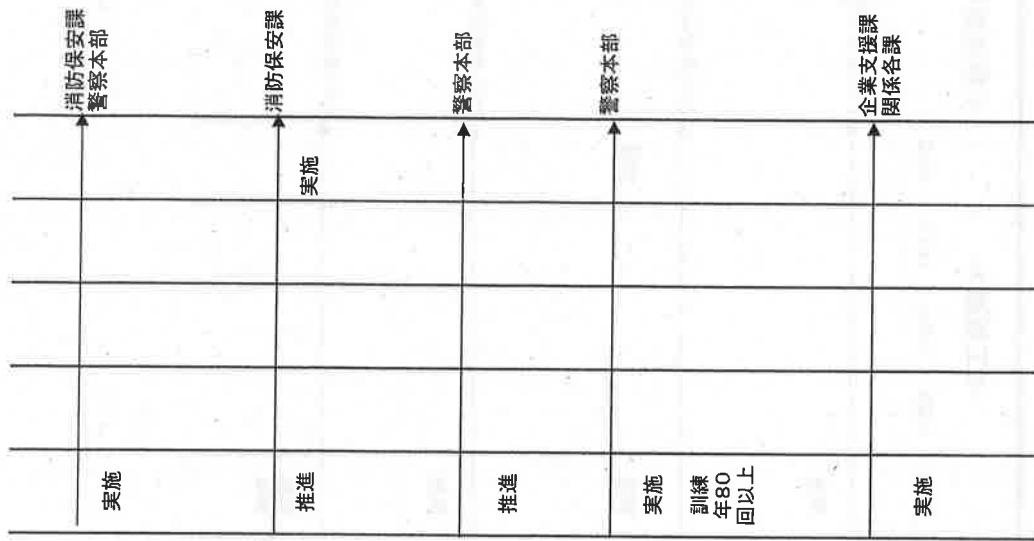
警察の災害対処能力向上を図るため、県警察災害派遣隊や警察署等による災害警備訓練を実施する。また、防災関係機関や地域住民等と合同による各種防災訓練を実施し、相互の連携を強化する。

<災害警備訓練等を年80回以上実施する。>

## ⑨生活必需品等の確保・搬送に係る図上訓練の実施

大規模災害時に備え、支援協定に基づき、生活必需品等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を実施する。

<毎年度実施>



#### (4) 防災情報・通信体制の強化

行政が的確な災害対応を行うためには、地震・津波情報や被害状況、応急復旧情報などを迅速に収集し、関係機関が情報を共有することが重要です。  
また、これら的情報を県民に速やかに提供することも必要です。  
このため、災害に強い情報通信ネットワークの構築や情報基盤の整備、県民に幅広く情報提供が行えるホームページ等伝達システムの整備を推進します。

##### 【取り組み】

###### ① 安心とくしまネットワークの機能・基盤強化と安定制運用

「災害時情報共有システム」、「すだちくんメール」、「安心とくしまホームページ」など、安心とくしまネットワークの機能強化、安定性・利便性向上を通じ、情報提供の迅速化、関係者連携の高度化、被災状況や被災者ニーズの把握などを図る。

＜地域SNS登録グループ数 H28:150 H29:225 H30:300＞

###### ② 地理空間情報と連携した「県民向け災害情報ポータルサイト」の創設と運用

防災や危機事象対応をより身近に分かりやすく伝え、県民の意識向上を図るために、地理空間情報と連動した「県民向け災害情報ポータルサイト」を創設し、運用する。

###### ③ ヘリコプター伝送中継システムの運用

ヘリコプターから撮影した被災状況などの映像を中継伝送するシステムを運用する。

＜18年度運用＞

	《工程表》				《担当部局》
	H28	H29	H30	H31	H32
① 安心とくしまネットワークの機能・基盤強化と安定制運用	登録 150 グループ	225 グループ	300 グループ		とくしまゼロ作戦課
② 地理空間情報と連携した「県民向け災害情報ポータルサイト」の創設と運用				運用	危機管理政策課
③ ヘリコプター伝送中継システムの運用	創設	運用			とくしまゼロ作戦課
	運用				

④メールによる県民向け防災情報提供システムの運用(再掲)

情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。

<H32：すだちくんメール登録者 40,000人以上>

⑤市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援(再掲)

市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。

⑥緊急地震速報の普及啓発

各種防災訓練に緊急地震速報発表の想定を取り入れ、対応訓練を実施

<3回／年以上訓練を実施>

-41-

⑦全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の適切な運用・充実(再掲)

防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適切な運用を図る

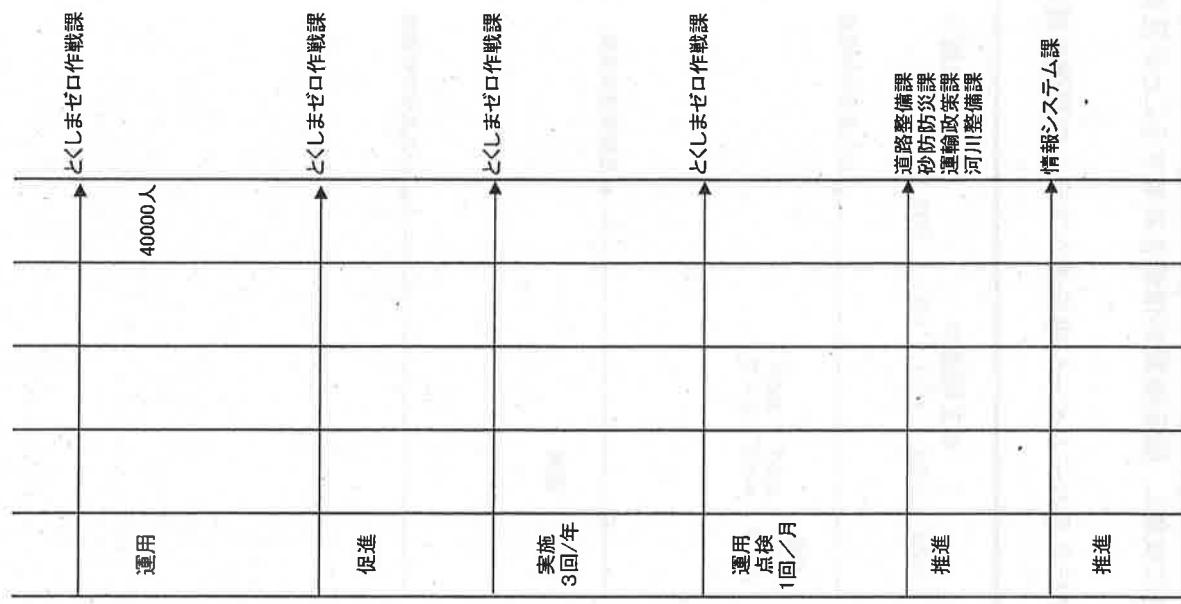
<原則1回／月点検を実施(県施設)>

⑧県土防災情報管理システムの運用

道路通行規制・雨量・河川水位・ダム・潮位情報等をホームページを通じて県民に迅速な提供を行う。

⑨「総合地図提供システム」の運用

県から県民に提供する地図情報を一元化して利便性を高め、ハザードマップなど各種の地図情報を有効に活用してもらうため、県民が手軽に利用できる総合地図提供システムを構築する。



⑩市町村防災行政無線の整備の促進

市町村合併や老朽化等に対応した適切な運営や整備などを促進する。

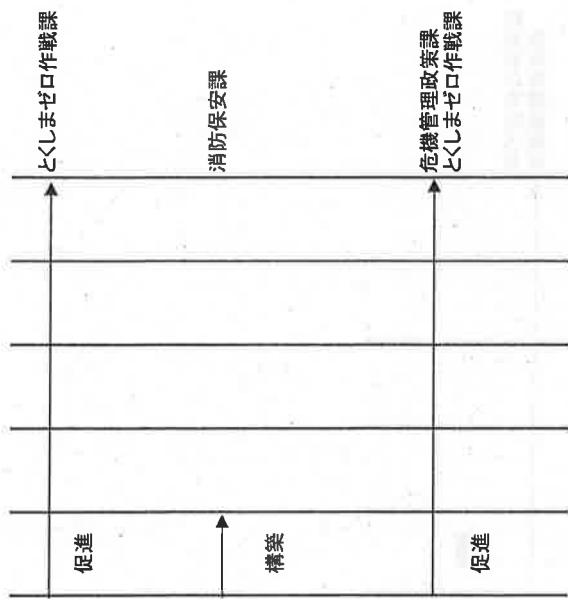
⑪消防救急無線の県内ネットワーク化の構築

大規模災害時ににおいて、円滑な救助活動を展開するため、消防救急無線のデジタル化に併せ、県  
庁・各消防本部間の無線のネットワーク化を促進する。

<平成28年度までに構築>

⑫G空間事業の成果を活用したカーナビでの災害情報伝達の展開促進

自治体が発令した避難指示などの災害情報をレアラートを活用してカーナビからドライバーに伝え、安  
全な避難につなげる。



## (5) 広域的な連携強化

### 3 行政の災害対応能力の強化

大規模な地震が発生した場合、県下全域が被災し、他府県や自衛隊などの支援が必要となることが予想されます。このため、関西広域連合をはじめ、他府県等との連携を強化するとともに、外部からの応援を円滑に受け入れる体制の整備を進めます。

#### 【取り組み】

##### ①他都道府県との相互連携の強化

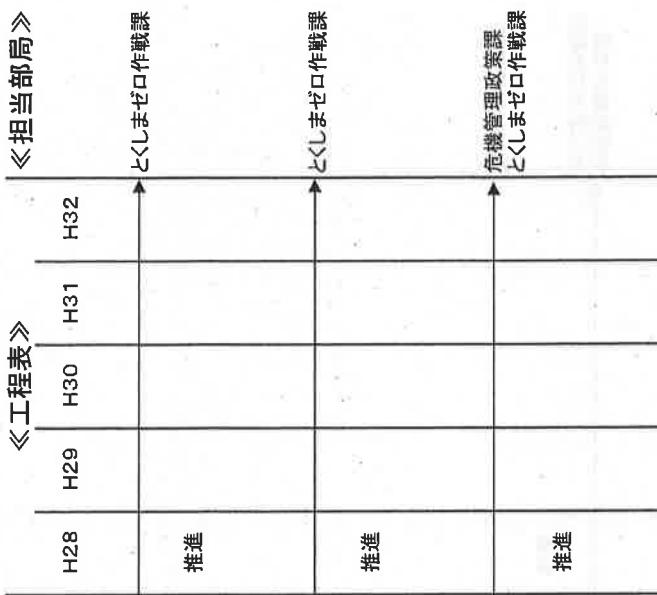
大規模な被害を想定し、「関西広域連合」や「南海トラフ地震に備える9県知事会議」をはじめ、他都道府県との相互応援体制を構築するとともに、平常時から情報交換等を行い、連携を強化する。

##### ②全国の地域ブロック間における広域応援体制の構築

大規模災害時に、全国の地域ブロック間における広域応援が円滑に実施できる体制の構築について、検討を進める。

##### ③「カウンターパート方式」による鳥取県との連携強化

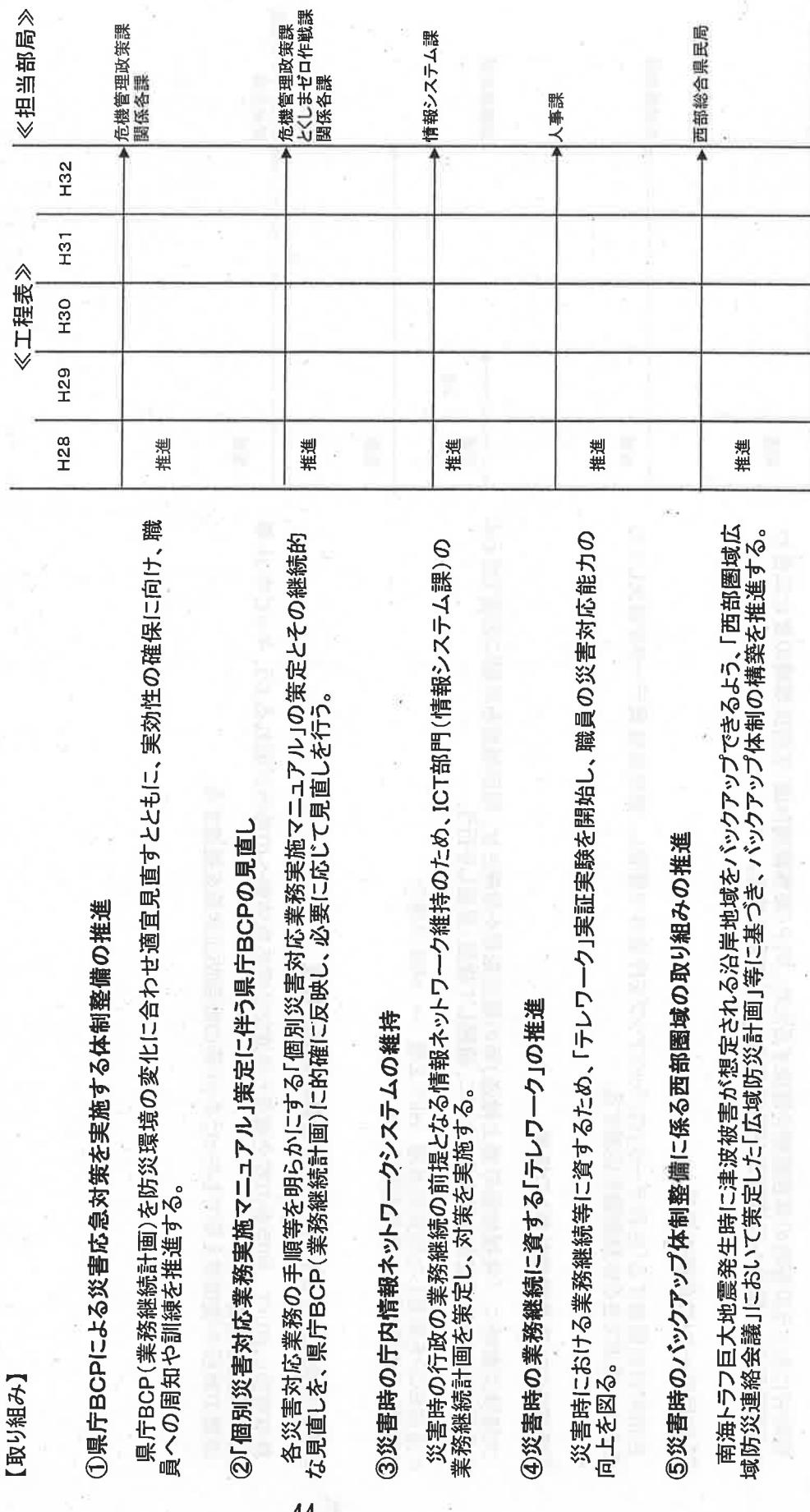
中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制や、平成23年11月に締結した危機事象発生時相互応援協定を踏まえ、両県の市町村や民間団体の相互交流や連携を支援し、全県的な応援・受援体制を構築するなど、鳥取県との連携を一層推進する。

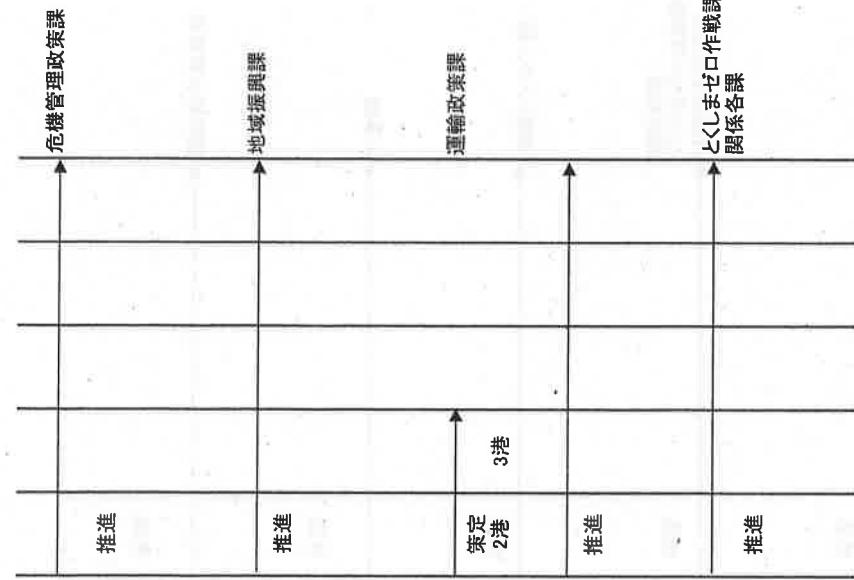


## (6) 行政の業務継続体制の確保

災害時に、行政が迅速に災害応急対策を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。また、県南部及び県西部地域における活動拠点となる総合県民局の機能を強化し、本庁の災害対策本部と総合県民局の連携を図ります。

### 【取り組み】





## ⑥市町村BCPの実効性の推進

市町村における災害時の業務継続を確保するため、BCP(業務継続計画)を防災環境の変化に合わせて適宜見直し、職員への周知及び訓練方法について助言する。

### ⑦「住民データ」の保護の促進

各市町村が保有する「住民データ」のバックアップを庁舎外で保管し、被災後住民データを喪失しても速やかに復旧できる体制整備を促進する。

### ⑧港湾BCP(事業継続計画)の推進

大規模災害時に、「救援物資の海上輸送」等の優先業務を継続させ、物流機能を早期に回復できるよう、「港湾BCP」の策定を推進するとともに、継続して検証・見直しを行う。

<港湾BCPを策定した防災拠点港 H27:2港 → H29:3港>

<継続して港湾BCPの改善を図る。>

### ⑨県有施設におけるキャビネット等家具の固定の推進

県有施設において、利用者の安全確保と迅速な災害応急体制への移行が図れるよう、キャビネット等家具の固定を推進する。

建屋の新設や模様替え等でもキャビネット等の転倒防止対策を推進する。

#### 4 被災者の迅速な救助・救出対策

##### (1) 救助・救急医療体制の充実強化

災害時に、救助・救出活動を迅速に行うことができるよう、消防機関や警察の能力向上を図るとともに、負傷者がが迅速かつ効果的に治療を受けられるよう、被災現場への救護班の派遣や医療機関への重傷者等の的確な搬送を行うための体制を整備します。また、災害拠点病院をはじめ、各医療機関において被災を最小限にとどめ、災害医療活動が継続できるよう、医療機関の防災対策を推進します。

##### 【取り組み】

###### ① メディカルコントロール体制の充実

消防機関と医療機関が連携し、救急救命士等による救急業務の高度化を推進し、救護体制を充実する。

###### ② 警察と消防等防災関係機関が連携した訓練の実施

警察と消防等防災関係機関が連携し対処能力を向上するため、大規模災害に備えた訓練を実施する。

###### ③ 医療活動マニュアルによる図上訓練の実施

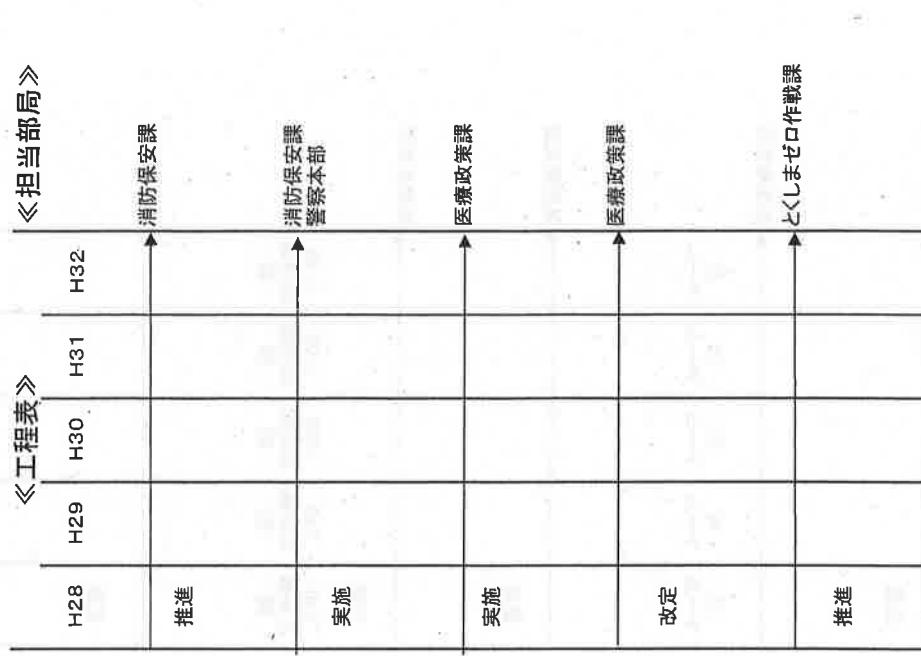
医療活動マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や災害医療支援病院等と連携した図上訓練を実施する。

###### ④ 南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療活動マニュアル」の改定

「災害時医療活動マニュアル」に基づく図上訓練等の成果、課題をもとにマニュアルの改定を行い、県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。

###### ⑤ 戦略的災害医療プロジェクトの推進

災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」を無くすため、災害時から平時とを、つなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築する。



⑥市町村における医療救護体制の充実促進

市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。

⑦災害派遣医療チームの人材の養成

国 の 災 害 派 遣 医 療 チ ー ム (DMAT) 研 修 の 受 講 を 促 進 し、チ ー ム の 增 加 を 図 る と と も に、徳 島 県 DMA  
T の 活 動 訓 練 を 実 施 す る。

< H27:24チ ー ム → 32 年 度 ま で に 29チ ー ム >

⑧「災害派遣精神医療チ ー ム」の人材の養成

県 内 全 て の 精 神 科 病 院 及 び 精 神 保 健 福 祉 セン タ ー に 設 置 し て い る 「徳 島 DPAT」 の 活 動 強 化 に 取 り  
組 む。

⑨徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実

「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力  
訓 練 を 通 じ、災 害 時 の 円 滑 な 相 互 支 援 体 制 の 充 実 を 図 る。

< 徳 島 県 灾 害 時 情 报 共 有 シ ス テ ム 加 入 医 疗 機 関 数 H27 末 : 240 医 疗 機 関 → H32: 1,100 医 疗 機 関 >

⑩災害拠点病院等におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

災 害 拠 点 病 院、災 害 医 疗 支 援 病 院 等 に お い て、迅 速 に 灾 害 時 対 応 を 行 う た め の BCP(事 業 継 続 計  
画) の 策 定 を 促 進 す る。

⑪ドクターへリコブターを活用した救急搬送体制の推進

ドクターへリコブターの運用を行ひ、災害時ににおける患者搬送手段の充実を図り、被災傷病者等を円  
滑 に 医 疗 機 関 へ 搬 送 す る 体 制 づ く り を 推 進 す る。

< 臨 時 離 着 陸 場 数 H27: 226 箇 所 → H32: 250 箇 所 以 上 >

促進		医療政策課	
25 チ ー ム	26 チ ー ム	27 チ ー ム	28 チ ー ム
養 成			健 康 増 進 課
充 実	240 医 疗 機 関	240 医 疗 機 関	1,100 医 疗 機 関
			1,100 医 疗 機 関
促進			医療政策課
整 備	235 箇 所	245 箇 所	250 箇 所 以 上

## ⑫災害時緊急医薬品等の備蓄

大規模災害発生時に必要な医薬品等を備蓄し医薬品供給体制の強化を図る。

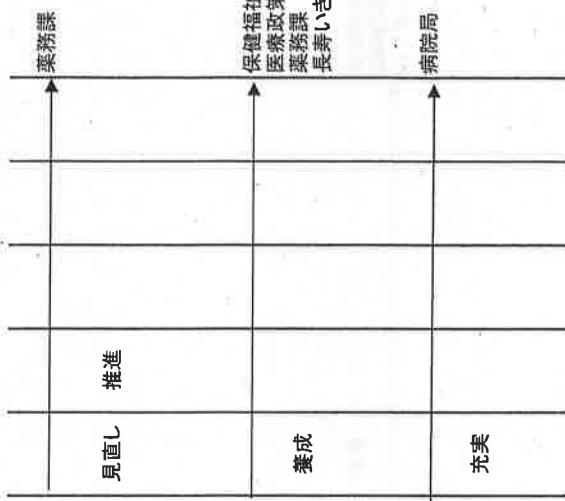
<H28年度に備蓄場所等を見直し・H29年度以降、供給体制を推進>

## ⑬「災害時コーディネーター（保健衛生・医療・業務・介護福祉）」の養成（再構）

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター（保健・業務・介護・医療・衛生）」の養成に取り組む。

## ⑭県立病院における救命救急研修及び訓練の充実

県立病院において、救命救急に関する研修の充実を図るとともに、実践的な訓練を行い、災害時の患者受け入れ体制を強化する。



## (2) 孤立化対策の推進

### 4 被災者の迅速な救助・救出対策

大規模地震による土砂崩れや津波により、幹線道路が寸断されるおそれがあり、中山間地域や沿岸地域の集落では孤立化することが考えられます。このため、通信手段の確保や食糧・物資等の備蓄のほか、緊急的に離発着できる臨時ヘリポートの確保を推進し、安全・安心の確保を図ります。

#### 【取り組み】

##### ① 孤立化対策の啓発等の推進(孤立化対策の手引き書の作成)

地すべり防止区域等が多く、孤立化が発生する可能性が高い県西部圏域において、モデル的に孤立化対策研修会、ワークショップなどを開催するとともに、孤立化対策の手引き書を作成し、これを基に、県内全域において啓発等、孤立化対策を推進し、地域防災力の強化を図る。

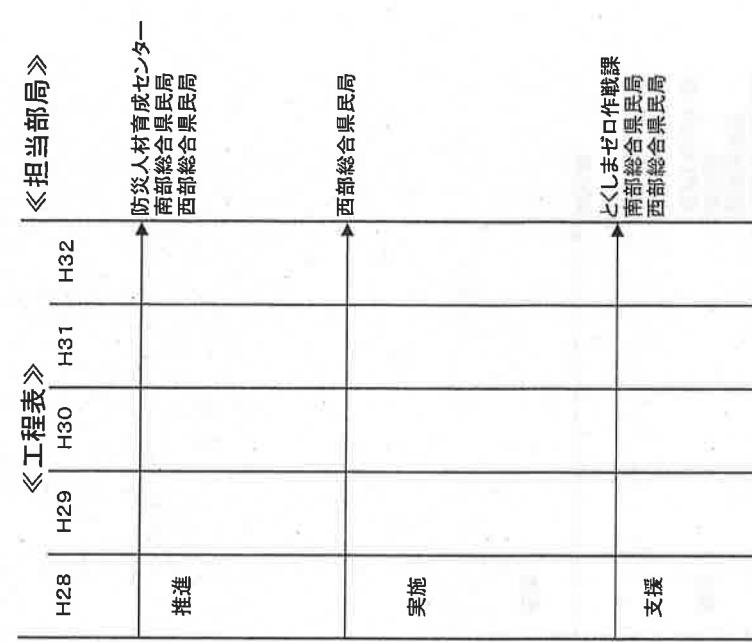
#### ② 西部圏域の広域的な防災訓練の実施

西部圏域内における総合的な防災訓練は、これまで3年に1度実施される県総合防災訓練のみであります。28年度からは、土砂災害等による孤立可能性集落が多く、雪害も懸念される西部圏域の地域特性に応じた広域的な訓練を、管内市町等と連携して実施する。

<H28、H29、H31、H32に1回／年実施 ※H30は県総合防災訓練に含む。>

##### ③ 市町村が取り組む「臨時ヘリポート」の整備促進

大規模災害時に孤立化のおそれがある集落において、「臨時ヘリポート」を整備する市町村を支援する。



#### ④中山間地における生命線道路の強化

中山間地域における、地域の生命線となっている道路において、災害時の交通途絶が発生しないよう、危険箇所の整備を推進する。

く強化率(1箇所)について H25:47% → 30年度までに80%>

#### ⑤孤立化集落における通信手段の確保の促進

災害発生時に孤立化が予想される集落の通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星Wi-Fi等の通信機器の整備を行う市町村を支援する。

#### ⑥「にし阿波防災行動計画」の策定

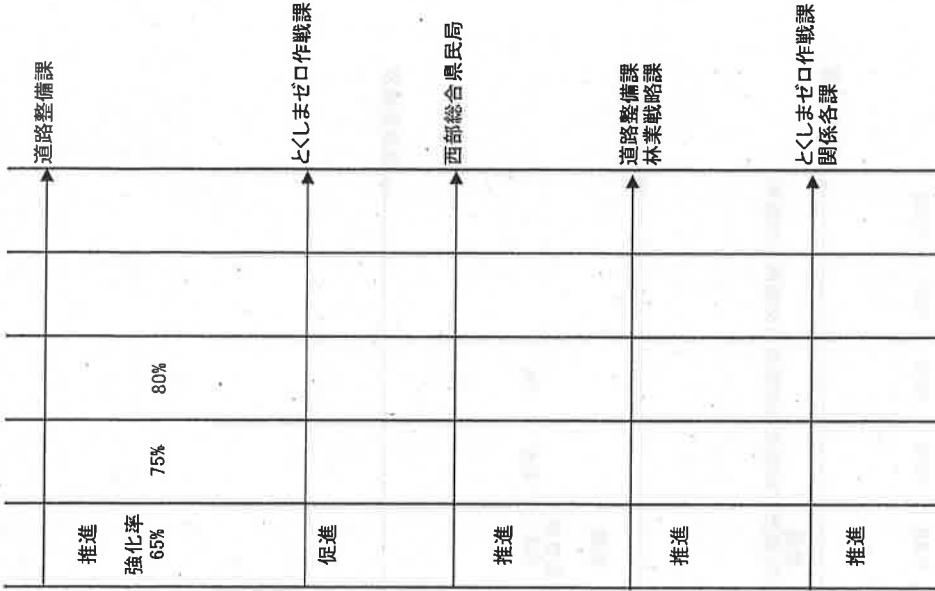
西部圏域の課題である孤立化対策などの具体的な防災・減災対策を盛り込んだ「にし阿波防災行動計画」を策定するとともに、計画的かつ着実に推進することで、圏域の防災力向上を図る。

#### ⑦生命線道路等における道路沿線の事前倒木対策の推進

孤立集落の発生を防ぐため、生命線道路や緊急輸送道路等において、大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

#### ⑧孤立化集落台帳の整備

災害時に孤立化が想定される地域において、現地の里道等の調査を行い、台帳を整備し、孤立化が想定される地域の把握、孤立化対策の検討に活用する。



### (3)緊急輸送体制の整備推進

#### 4 被災者の迅速な救助・救出対策

大規模な地震が発生した場合、救助・救出や消火活動など、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員や物資等の輸送が課題となります。  
このため、緊急性の高い箇所から順次、緊急輸送路の整備を進めるとともに、交通管制システムの強化など緊急輸送体制の整備・充実を図ります。  
また、輸送路の途絶による代替輸送手段の確保を推進します。

#### 【取り組み】

①緊急輸送道路の斜面対策の推進		②緊急輸送路の整備の推進		③津波巡回ルートの整備の推進	
H28	H29	H30	H31	H32	
推進 153箇所			163箇所	168箇所	173箇所
緊急輸送道路における法面について、危険度、緊急性の高い箇所から法面対策を推進する。 <整備済み箇所 H25:138箇所 → 32年度までに173箇所>	人命の救助や生活物資の広域的な緊急輸送を行う、緊急輸送路として位置づけられている道路を重点的に整備する。 <重点整備区間の改良率 H25:40% → 30年度までに70%>	津波被害が想定される県南沿岸地域において、緊急輸送路のリダンダンシーを確保するため、津波巡回ルートの整備を推進する。 <2路線の整備を推進>			

④緊急輸送道路等の橋梁耐震化の推進

緊急輸送道路や生命線道路等において橋梁の耐震化を推進する。

<耐震化率 H25:78% → 32年度までに88%>

⑤緊急輸送路となる高規格道路の整備促進

津波被害が想定される沿岸地域の基幹の緊急輸送路となる「四国横断自動車道」、「阿南安芸自動車道」の整備を促進する。

⑥広域的な高速道路ネットワークの機能強化

徳島自動車道の4車線化やスマートIC整備など、広域的な高速道路ネットワーク機能の強化を促進する。

⑦緊急輸送路を補完する農林道の整備推進

災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、農道・林道を整備する。

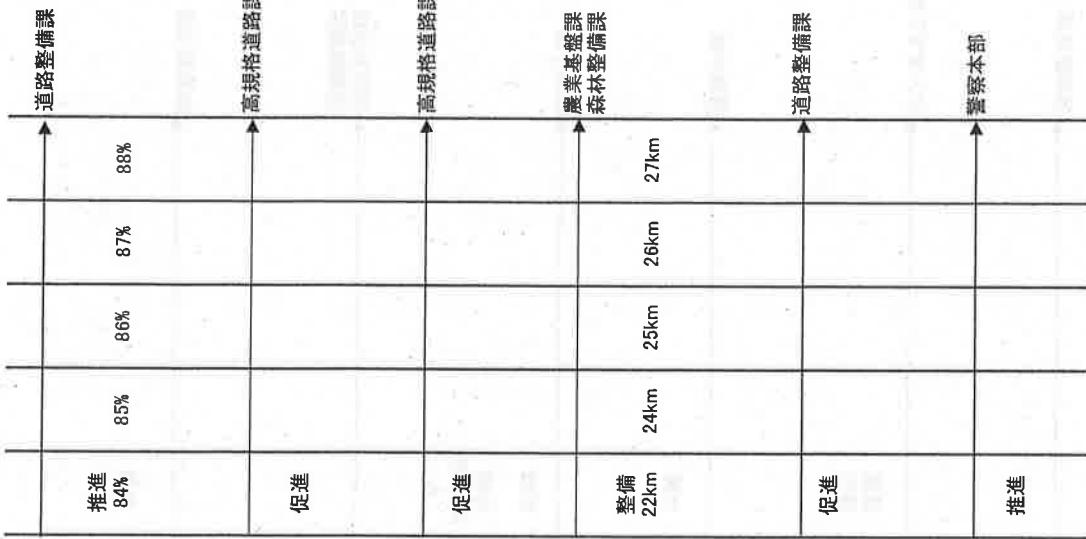
<農林道の整備延長 H27:20km → H32:27km>

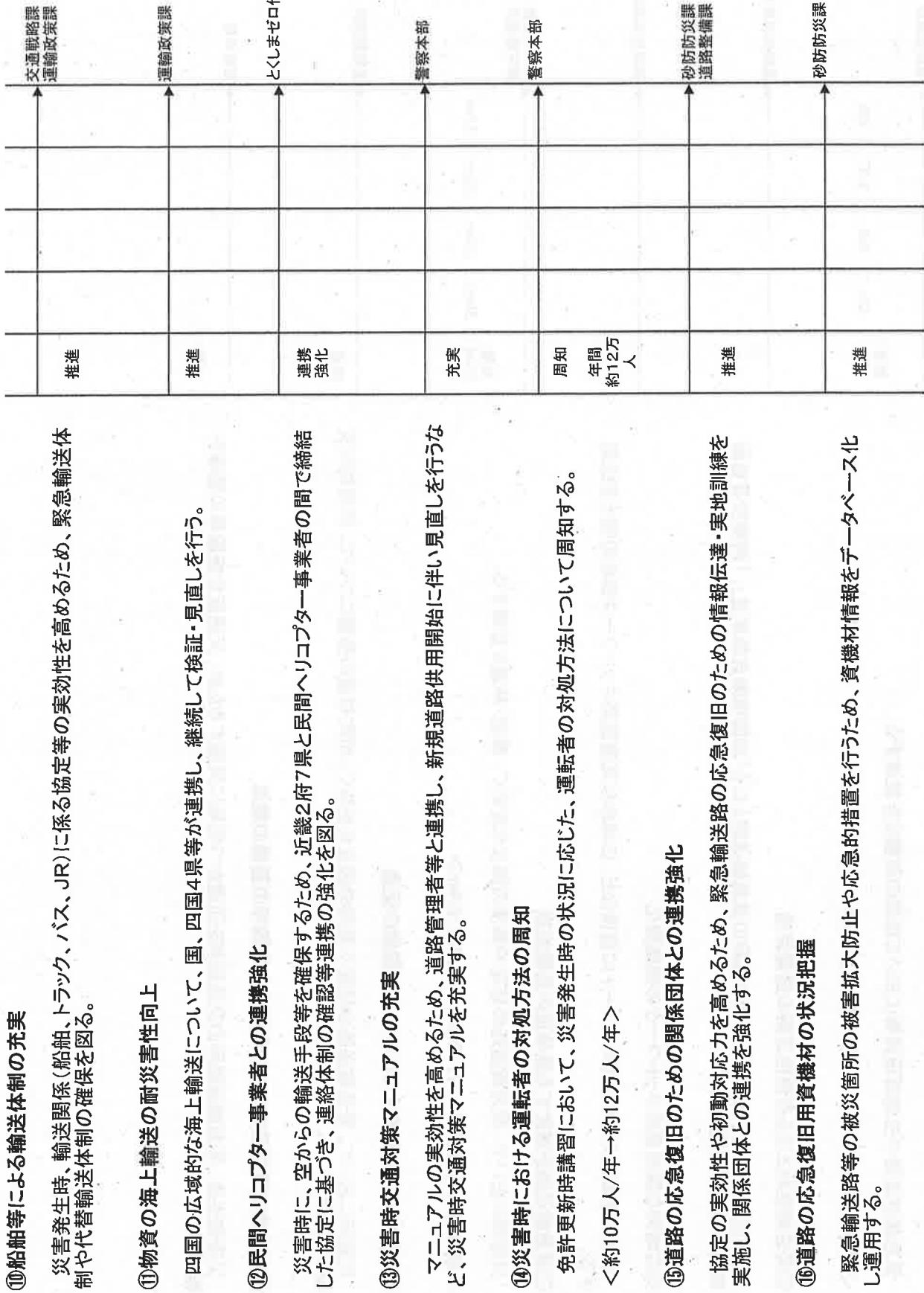
⑧緊急輸送路を補完する市町村道の整備の促進

災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、市町村道の整備について、技術的な支援などをを行う。

⑨災害時交通管理のための交通安全施設等の整備の推進

災害発生後、緊急輸送路等の交通規制を迅速かつ的確に実施するため、交通安全施設等の整備を推進する。





#### ①緊急時の輸送手段の確保

緊急時における人員や救援物資の輸送手段の確保として、道路と線路の両方が走行可能なDMVの導入を推進する。



## 5 災害時要援護者対策の推進

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対しては、配慮や支援が必要です。このため、平常時から災害時要援護者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

### 【取り組み】

#### ①災害時要援護者の研修会の実施

県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等により、市町村職員等に対する研修会を実施するなど、要援護者支援の意識の向上を図る。

#### ②発達障がい者に対する地域支援者の育成及び支援体制の整備

発達障がい者の災害時対応について、知識を備えた地域支援者の育成を図るとともに、発達障がい者の避難場所のあり方について検討する。

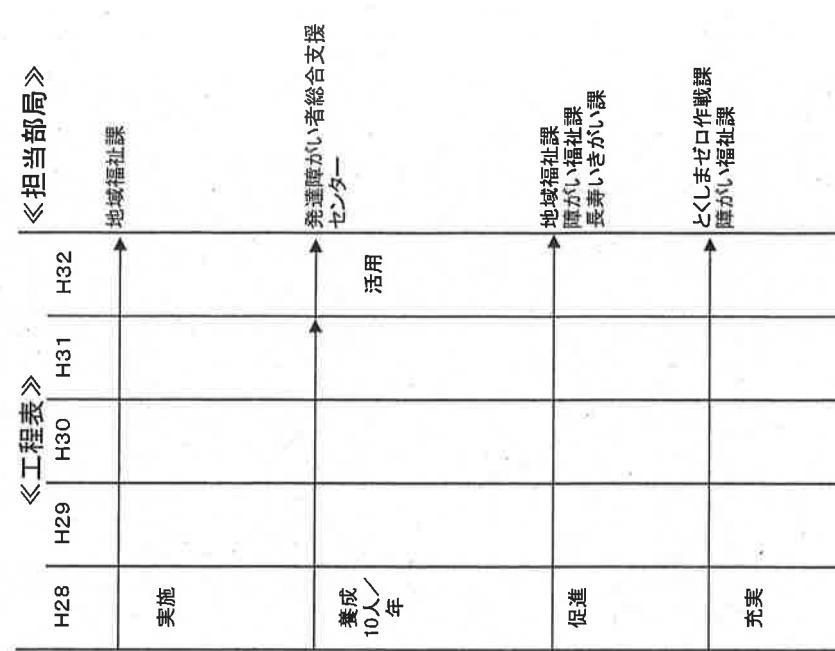
<地域支援者の養成 10人／年>

#### ③避難行動要支援者名簿の作成・共有の促進

災害時に特別な支援を要する避難行動要支援者を把握するため、市町村が、民生委員や自主防災組織等との連携により行う避難行動要支援者名簿の作成・共有を促進する。

#### ④災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実(再掲)

災害情報等の携帯メールによる聴覚障がい者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとする緊急情報メールとの連携についても普及を図る。



## ⑤社会福祉施設における防災対策の充実

入居者の安全を確保するため、社会福祉施設において、新たな県の被害想定に基づく避難計画の見直しや防災訓練の実施を促進する。  
特に、障がい者(児)施設等については、障がいに応じた防災対策の充実を図る。

## ⑥災害時障がい者支援研修の実施

避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織リーダー等を対象に、「災害時障がい者支援ハンドブック」を用いて、障がい者の個々の障がい特性に対する理解と認識を深めるための研修会を開催する。

## ⑦西部圏域における避難行動要支援者対策の推進

西部圏域において、市町や福祉関係機関等による「西部圏域要援護者支援検討会」を開催し、相互の連携強化を図るとともに、実践的な災害時要援護者避難訓練を実施する。

<1回以上実施／年>

## ⑧旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化

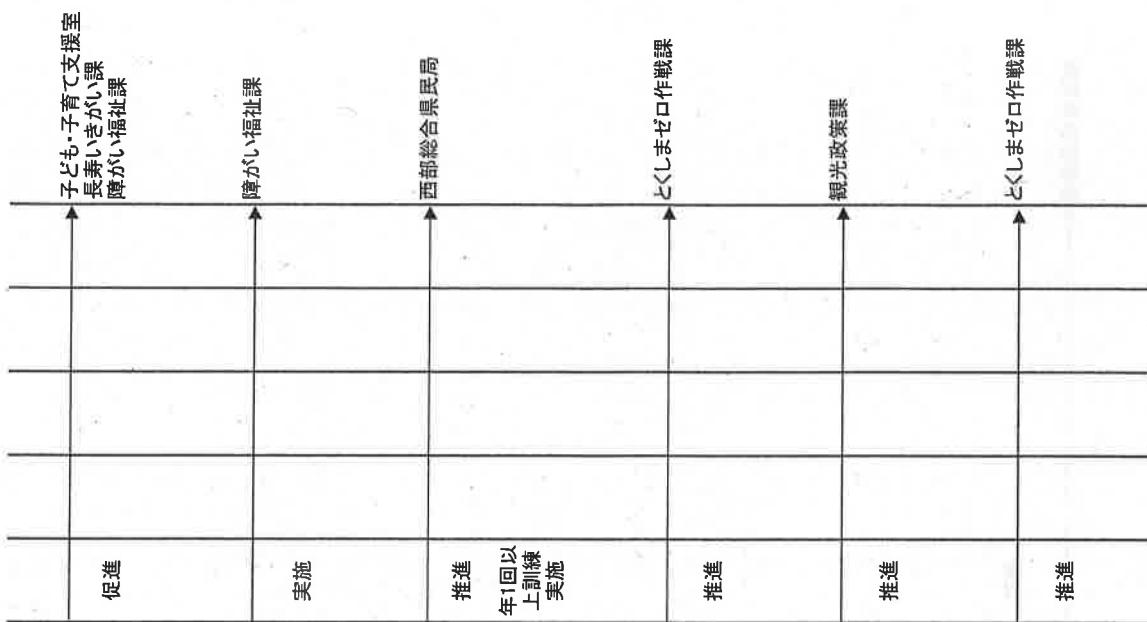
災害時要援護者への民間宿泊施設等の提供に関する協定を締結するなど、福祉避難所が開設するまでの間等の一時的な避難対策について、民間宿泊施設団体との協力・連携強化を推進する。

## ⑨災害時ににおける観光客への支援対策の推進

災害時に、帰宅困難となる観光客の一時避難のための宿泊施設の情報提供等、市町村や観光関係団体と連携し、連絡・支援体制の整備を推進する。

## ⑩「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発

関西広域連合の共同事業として、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発を推進する。



## ①災害時外国人支援通訳ボランティアの養成

「災害時通訳ボランティア活動ガイドライン」に基づき、災害時に率先して外国人に対する支援ができるよう、講習会等を通じて通訳ボランティアのスキルアップを図る。

## ②南部圏域における避難行動要支援者対策の促進

市町の避難行動要支援者にかかる個別計画策定を推進するため、管内市町及び関係機関との対策會議等を開催し、個別計画の策定を支援する。

